

(平成22年4月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	46 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	30 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	56 件
国民年金関係	34 件
厚生年金関係	22 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

私は、A市役所B支所へ国民年金保険料を納付に行った際に、保険料未納期間があり、その期間の保険料が今ならさかのぼって納付できると言われたため、自宅にお金を取りに戻り6,000円くらいの保険料を納付したように記憶している。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所B支所で未納期間の過去の国民年金保険料と現年度保険料と合わせて6,000円くらい納付したとしているところ、申立人の所持する国民年金手帳印紙検認記録欄の検認印及びA市国民年金被保険者名簿の記録から申立期間直後の昭和43年度の保険料が昭和44年4月2日にAで現年度納付されていることが確認でき、この時点で申立期間の保険料は過年度納付が可能な期間であり、申立人が納付したとする保険料額も申立期間の保険料と43年度の現年度保険料とを合わせた額とおおむね一致していることから、申立内容には不自然さはみられない。

また、申立人は、昭和40年7月に国民年金加入手続をして以降、20歳までさかのぼって過年度納付し、その他にも数回にわたり過年度納付により未納期間の国民年金保険料を納付するなど納付意識は高く、12か月と短期間である申立期間についても他の期間と同様に保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、申立期間当時学生であったが、20 歳になったのを契機に、父が A 町役場（現在は、B 市 C 支所）で国民年金の任意加入手続をし、国民年金保険料も父が納付していた。

国民年金加入期間 26 か月のうち、最初の 14 か月が納付済みであるのに、申立期間の 12 か月だけが未納となっていることは考えられない。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生であったが 20 歳になったのを契機に A 町役場でその父が国民年金の任意加入手続をし、保険料を納付していたとしているところ、申立人は 20 歳になった翌月の昭和 56 年 * 月 * 日に任意被保険者資格を取得し、同月から申立期間直前の 57 年 3 月までの 14 か月は国民年金保険料が納付済みであり、12 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。

また、申立人と同居し同じく学生であったその妹も申立期間途中の昭和 57 年 9 月 25 日に任意被保険者資格を取得し、国民年金保険料はすべて納付されていることから、申立人の父が申立人の妹の保険料のみを納付し、申立人の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年7月から37年3月まで

昭和35年の秋ごろ、国民年金の話聞いたように思うが、新しい制度で先が不安だったのですぐには加入しなかった。その後、自宅に来た区役所の職員の説明を受け、国民年金に加入した。後日改めて国民年金保険料の集金に来たので、さかのぼって保険料を納めることにしたが、最初の何か月かは時効になっているということで、お金を返された覚えがある。申立期間を含む1年9か月分の保険料をまとめて納めており、その時の領収証書を持っている。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和36年7月から38年3月までの国民年金保険料を39年4月4日に納付したことを示す領収証書を所持しているところ、当該納付時点では、申立期間のうち36年7月から同年12月までは時効により保険料を納付できない期間であり、本来は還付されるべきものであるが、特殊台帳にはその記録が記載されていないなど還付が行われた形跡がうかがわれぬ上、当該納付時点で時効とはなっていない37年1月から同年3月までが未納となっており、行政側の事務に齟齬がみられる。

また、本来還付されるべき昭和36年7月から同年12月までの国民年金保険料について、還付されないまま長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考え

られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間のうちの8か月間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月までの期間のうち8か月間

私は、平成20年ころ、A年金相談センターで国民年金保険料の納付記録を照会したところ、1年後に申立期間のうち、4か月間の納付記録は確認できたが8か月間は確認ができないと言われた。国民年金保険料は、住み込みで働いていた先の店主が納付してくれた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、住み込みで働いていた先の店主が納付してくれたと主張しているところ、保険料の一部未納期間がある場合には保存されることになっている特殊台帳は無く、オンライン記録においても納付済みの4か月間が特定できないなど、行政機関側の記録管理が不適切となっている。

また、申立人の国民年金の加入手続は、国民年金手帳記号番号が昭和36年4月28日に払い出されていることから、同年4月ころに行われたと確認でき、昭和36年度の保険料のうち4か月間が納付済みであることから、残りの短期間である8か月間についても納付していたとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から同年 6 月まで

私は、ねんきん特別便が来て国民年金保険料の未納期間があることが分かった。保険料は A 地区の町会役員の方が集金に来たので納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、町内会の方が国民年金保険料の集金に来たので、言われるままの保険料 500 円を納付したと主張しているところ、B 市では民間地区組織が結成され集金していたとしており、当時の保険料も月額 200 円、3 か月で 600 円になるなど、申立人が主張する額におおむね一致する。

また、申立期間は、3 か月間と短期間である。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の母は、昭和 38 年 4 月以降に未納は無く、申立期間は申請免除期間であるものの、国民年金の手続を適切に行っており、申立人の姉も申立期間は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月から 45 年 8 月まで
② 昭和 57 年 7 月から同年 9 月まで

私は、昭和 42 年 3 月から A 区の B に住み込みで働いており、20 歳の時に上司が国民年金に加入し、国民年金保険料も納付してくれた。結婚してからは、私が夫の保険料も含めて納付してきた。58 歳のころ、社会保険事務所（当時）で保険料の納付記録を確認したところ、未納期間があった。保険料は、上司と私が納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を家計の切り盛りをしていた申立人がその夫の保険料も含めて納付してきたと主張しているところ、夫婦の保険料が、申立人が所持している領収証書及びオンライン記録から、同日に振り込まれていることが確認でき、その夫の保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金保険料について、被保険者資格を取得した昭和 46 年 9 月以降は申立期間②を除いて未納期間は無く、申立期間②も 3 か月間と短期間である。

2 申立期間①について、申立人は、住み込みで働いていた時の上司が国民年金に加入してくれて、国民年金保険料も納付してくれたと主張しているが、その上司から国民年金の加入手続や保険料の納付状況等について調査した結果、加入状況や保険料の納付状況等が曖昧であり、保険料

を納付したことがうかがえなかった。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 5 月 1 日に払い出されており、払出後の 47 年 6 月 6 日に 46 年 9 月から 47 年 3 月までの保険料が過年度納付されていることから、申立人は、申立期間①後の 47 年 5 月ころ国民年金の加入手続を行ったと推認でき、過年度納付した 47 年 6 月 6 日時点で申立期間①のうち、45 年 3 月以前の保険料は時効により納付できない上、申立人は、申立期間①の保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 10 月から 52 年 3 月までの期間及び 56 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 10 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

私は昭和 40 年*月に 20 歳になったとき A 町役場（現在は、B 市役所）で国民年金の加入手続を自身でし、43 年 8 月に結婚してからも申立期間①を含め国民年金保険料を役場の窓口で納付していた。

昭和 55 年 12 月に再婚してからも国民年金の任意加入を続け、申立期間②のときは C 市役所 D 出張所で国民年金保険料を納付していた。

納めたはずの国民年金保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 40 年*月以降 60 歳まで申立期間を除き国民年金加入期間中は保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人は、申立期間前後の期間をいずれも現年度納付していることがオンライン記録により確認できる上、18 か月と比較的短期間である申立期間①及び 3 か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかったとする特段の周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年11月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月から7年2月まで

平成6年1月にA市の成人式に出席した際、会場で配布された封筒の中に国民年金のパンフレットと加入申込のはがきが入っていたので、記入して郵送したところ後から国民年金手帳が送られて来た。

平成7年3月に就職してしばらくしてから総務課の先輩から国民年金の未納分を納めておけば将来年金がきちんともらえると言われ、お金の余裕ができてから銀行で10万円くらいを引き出してA市役所の窓口で納付した。窓口で領収書がほしいと求めたが、国民年金手帳が領収書代わりと言われ、領収書はもらえなかった。そのとき職員が国民年金手帳の資格喪失欄に日付を記入しA市の角印を押してくれた。

確かに納めたはずの国民保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年中に申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の納付時期に関する記憶は曖昧であること、銀行で預金を引き出した時期の確認ができないことから、7年中に国民年金保険料が納付されたことをうかがえる事情は見当たらないが、オンライン記録により8年12月5日に納付書が作成されていることから、このころにさかのぼって国民年金保険料が納付されたと推認できる。

しかしながら、国民年金保険料の納付書が作成された平成8年12月の

時点では、さかのぼって納付できる期間は6年11月までであり、それより前は時効により保険料を納付できない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年11月から7年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から51年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、妻が昭和51年*月*日に長女を出産してすぐの同年12月初旬に出生届の届出と、以前から請求されていた未納期間の国民年金保険料を納付するために出産祝金を持ってA市役所に行った。出生届届出のときに国民健康保険から出産一時金も給付されたので、それと合わせて夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付した。妻は、納めた保険料額は覚えていないが、納付できない期間があるとの説明も無かったので申立期間すべての保険料を納付したと思うと言っている。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、長女の出生届に併せて未納であった期間の国民年金保険料を納付し、その費用は長女の出産祝いと国民健康保険からの出産一時金で工面したとしているところ、申立人の妻が、保険料の納付手続をしたとする昭和51年12月の時点では、申立期間のうち49年10月以降は過年度納付が可能である上、用意したとする金額は49年10月までさかのぼった夫婦二人分の保険料額を納付できる金額であることから、申立人の主張には全体として不自然さはみられない。

また、申立人は、その妻は申立人の加入手続を先に行い国民年金保険料の納付を始めたが、長男が生まれてからは保険料を納めることができなくなり、それが気になっていたとしているところ、申立人は昭和46年4月ころに国民年金手帳記号番号が払い出され、46年4月から長男が生まれる直前の47年12月までの間保険料を納付していること、及び51年7月

にB市に転居したときに国民年金の住所変更手続を適切に行っていることが特殊台帳により確認できる上、申立期間以降未納期間は無いことから、申立人の納付意識の高さがうかがわれる。

しかしながら、申立人が国民年金保険料を納付したとする昭和51年12月の時点では、申立期間のうち49年9月までの保険料は時効により納付できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月から51年3月まで

私は、昭和51年*月*日に長女を出産してすぐの同年12月初旬に出生届の届出と、以前から請求されていた未納期間の国民年金保険料を納付しようと思い、出産祝金を持ってA市役所に行った。出生届届出のときに国民健康保険から出産一時金も給付されたので、それと合わせて夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付した。納めた保険料額は覚えていないが、納付できない期間があるとの説明も無かったので申立期間すべての保険料を納付したと思う。保険料は、B地のアパートの隣人が転送してくれた請求書で納付した。今まで未納を督促されていたのが気になっていたもので、納付した後ほっとしたことを記憶している。当時、出産の手伝いに来てくれていた母に娘を頼んで出かけたが、市役所の職員から「そんな体で出てきたの？」と聞かれたことも覚えており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、長女の出生届に併せて未納であった期間の国民年金保険料を納付し、その費用は長女の出産祝いと国民健康保険からの出産一時金で工面したとしているところ、申立人が、保険料の納付手続をしたとする昭和51年12月の時点では、申立期間のうち49年10月以降は過年度納付が可能である上、申立人が用意したとする金額は49年10月までさかのぼった夫婦二人分の保険料額を納付できる金額であることから、申立人の主張には全体として不自然さはみられない。

また、申立人は、その夫の加入手続を先に行い国民年金保険料の納付を

始めたが、長男が生まれてからは保険料を納めることができなくなり、それが気になっていたとしているところ、その夫は昭和 46 年 4 月ころに国民年金手帳記号番号が払い出され、46 年 4 月から長男が生まれる直前の 47 年 12 月までの間保険料を納付していること、及び 51 年 7 月に A 市に転居したときに国民年金の住所変更手続を適切に行っていることが特殊台帳により確認できる上、申立期間以降未納期間は無く、申立人の納付意識の高さがうかがわれる。

しかしながら、申立人が国民年金保険料を納付したとする昭和 51 年 12 月の時点では、申立期間のうち 49 年 9 月までの保険料は時効により納付できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 10 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から54年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から54年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、夫婦二人分を一緒にA組合の集金により納付したはずであり、夫の保険料は納付済みなのに、自分の分が未納とされていることに納得できない。また、私の国民年金保険料は、少しでも年金額が多ければよいと考えて、申立期間について付加保険料も納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分を一緒にB市の納税組合の集金により納付したはずであると主張しているところ、B市の国民年金被保険者名簿に「納付組織*」と記載されており、当該組織は、C組合であることが確認できることから、申立人の主張に不自然さは見当たらない

また、申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付しているのに、申立期間が未納となっているのは不自然である上、申立期間の申立人の夫の保険料は納付済みである。

さらに、申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料をすべて付加保険料を含めて納付しており、申立人の納付意識は高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料も含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 8 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 9 月まで

申立期間①について、A 町 B 組合に国民年金の加入を勧められ妻が加入手続を行い納税組合の集金人に夫婦二人分を納付していた。妻が納付済みなのに私の分だけ未納となっていることに納得できない。

申立期間②について、私か妻が C 市の D 郵便局で納付しているはずであり未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、自分かその妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているところ、オンライン記録から、申立期間直後の昭和 61 年 10 月から 63 年 11 月までの保険料は夫婦同一の日で納付していることが確認でき、一緒に納付していたとするその妻は 60 年 4 月から同年 6 月までの保険料を納付していることから、申立期間②のうち、60 年 4 月から同年 6 月までの保険料 3 か月分について、申立人のみ未納とするのは不自然である。

一方、申立期間②のうち、昭和 60 年 7 月から 61 年 9 月までについては、申立人の妻も未納となっており、かつ、その妻の納付に関する記憶が曖昧であることから、納付していたものと推認することは困難である。

2 申立期間①について、申立人は、A 町 B 組合に国民年金の加入を勧められ、その妻が加入手続及び保険料納付をしてくれていたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 57 年 10 月に C 市で払い出されてお

り、その時点では、申立期間①は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたとするその妻は加入手続の時期及びさかのぼって納付した記憶が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月及び同年 6 月

昭和 62 年 5 月に会社を退職後、国民年金への加入手続は父が A 市役所でしてくれた。申立期間の保険料も父が B 農協本店でまとめて納付してくれていた。父が納付してくれていた期間が国民年金に未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その父が昭和 62 年 5 月に国民年金への加入手続を A 市役所でし、申立期間の国民年金保険料も B 農協本店で納付してくれていたとしているところ、その父から 62 年 5 月に申立人の国民年金への加入手続をし、申立期間の国民年金保険料をまとめて B 農協本店で納付したとする証言が得られ、申立期間当時、その父は B 農協本店に勤務し、同本店では国民年金保険料を取り扱っていたということから、その申述に不自然さは見られない。

また、申立期間は 2 か月と短期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父は、C 年金に加入し、申立人の母は、D として、厚生年金保険から国民年金への切替手続をその都度適切に行い、国民年金保険料を納付していることから、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

私の夫は、平成6年8月にA障害により身体障害1級と認定された。それ以後、毎年度、夫婦で国民年金保険料の免除を申請し平成13年度まで夫婦二人とも免除されていたと思っていた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年度から13年度までの8年間、毎年、夫婦一緒に国民年金保険料の免除を受けていたと申し立てしているところ、B市の被保険者記録表により、申立人の夫は平成6年4月から14年3月までの96か月間が申請免除となっていることが確認できるのに対し、申立期間が未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除き未納期間は無いことから国民年金に対する理解度は高かったとみられる上、申立期間は12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年8月から53年3月まで

会社を退職後、就職活動をしていたが、再就職先がなかなか決まらず年金にも加入せずにいたところ、国民年金保険料を集金していた町内会長から非国民と罵られ母親からも責められたこともあり、昭和53年3月に社会保険事務所（当時）に行き、現金で、まとめて保険料を納付した。持参した年金手帳に52年8月と記入してもらい安心していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後、国民年金に加入しないでいたところ、保険料の集金をしている町内会長から非国民と言われ、申立人の母親からも責められたことから、社会保険事務所（当時）に行き未納となっていた保険料を一括で納付したと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年1月13日に払い出されており、払出日からすると、現年度納付が可能な申立期間が未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、国民年金保険料の納付状況について、手続を行った時期、納付場所及び保険料を手持ちの現金で一括納付したこと等を具体的に覚えており、申立内容には信憑性^{びよう}が認められる。

さらに、申立人は、申立期間以外に未納は無く、厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金第1号被保険者への種別変更手続も適切に行っており、保険料の納付意識は高いと考えられる上、申立期間は、8か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月まで

昭和 49 年*月に夫が死亡し、その後すぐに私あてに国民年金の加入通知が届いた。突然の夫の死亡により、私はすぐに加入手続をすることができなかったが、51 年に入り精神的にようやく落ち着いたので、A 市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は毎月 2 回ぐらい自宅に訪問していた B 銀行（現在は、C 銀行）D 支店の E 氏、F 氏及び G 氏に他の支払と一緒に納付していた。申立期間に免除の申請をした記憶は無く、申請免除となっていることに納得がいかない。また、私名義の口座から、50 年 1 月から同年 3 月までの期間の納付記録が確認できることから、併せて調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、国民年金保険料を毎月 2 回ぐらい自宅を訪問してきた B 銀行 D 支店の E 氏、F 氏及び G 氏に他の支払と一緒に納付していたとしているところ、申立期間に同行にはその 3 名の行員が在職していたことが確認でき、かつ、同行の申立人の口座履歴にも、保険料相当額が記載されていることが確認できる。
- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間①と同様に、自宅を訪問してきた B 銀行 D 支店の行員に国民年金保険料を納付していたとしているが、同行の申立人の口座履歴には、保険料相当額の記載が見当たらない。また、申立人は、免除の申請をした記憶は無いとしているが、社会保

険事務所（当時）の被保険者台帳では、昭和 53 年度、54 年度及び 55 年度の欄に「申免」のゴム印が押されていることが確認できることから、A 市が 3 年度も誤記録をしたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の有限会社Aに係る申立期間①における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和39年2月1日、資格喪失日は同年3月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から39年5月まで
② 昭和39年6月から40年2月まで

申立期間①は有限会社Aに、申立期間②はB株式会社に勤務していたが、両期間とも厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和39年2月1日から同年3月1日までの期間について、有限会社Aに係る事業所別被保険者名簿に、氏名の表記及び生年月日(19年*月*日)が異なるものの申立人と同音の「C」(申立人の旧姓は「D」)の記録が認められ、同記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日が39年2月1日、被保険者資格喪失日が同年3月1日と記載されている。

当該記録は、統合されていない年金記録であり、i) 申立人は、申立期間①当時に「C」と名乗っており、ほかに同姓同名の人物はいなかったと主張している上、元役員及び同僚も、当該事業所で「E」という人物は一人しかいなかったと供述していること、ii) 元役員及び同僚は、期間の特定はできないものの、申立人が有限会社Aに勤務していたと供述していること、iii) 申立期間①当時、当該事業所には申立人と類似した氏名の被保険者が存在し、同氏の生年月日(昭和19年*月*日)と

混同した可能性があることから、申立人の記録と推認できる。

これらを総合的に判断すると、有限会社Aの事業主は、申立人が昭和39年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年3月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する事業所別被保険者名簿の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間①（昭和37年4月から39年5月まで）のうち、上記期間（39年2月1日から同年3月1日まで）を除く期間については、有限会社Aは既に解散しており、元役員は、申立期間当時の厚生年金保険適用関係資料は保存されていないとしている上、同僚からも、事業主による申立人の厚生年金保険料の控除について供述を得ることができなかった。

また、有限会社Aに係る事業所別被保険者名簿には、上記1の氏名以外に、申立人の氏名は確認ができなかった。

さらに、申立人が当該申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、同僚の中には、入社後3か月ほどの見習い期間があり、当該期間終了後に厚生年金保険に加入したと供述する者がおり、この同僚が厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、入社したとする日から7か月後である。

このほか、当該申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間②について、事業主の親族及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がB株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B株式会社は、既に解散しており、元役員及び事業主の親族は申立期間②当時の厚生年金保険適用関係資料は保存しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除等については不明であると供述している上、同僚からも事業主による申立人の保険料の控除について供述を得ることができなかった。

また、B株式会社に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、同名簿の健康保険証番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、申立人が当該事業所に入社する際、申立人に当該事業所を紹介したとする同僚については、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿では氏名の確認ができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店（現在は、同社C支店）における資格取得日に係る記録を昭和46年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月20日から同年8月1日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、A株式会社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和46年8月1日となっているが、同年7月20日付けで同社D支店から同社B支店に異動し、継続して勤務していたので、同社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日を同日に訂正し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された人事記録、E組合から提出された健康保険組合適用台帳及び申立人の雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和46年7月20日にA株式会社D支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B支店における昭和46年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に当たり、A株式会社B支店の給与担当者が、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日について誤った日付

で届出を行ったと認めていることから、事業主が昭和 46 年 8 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 46 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和22年1月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を210円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和22年1月27日から同年5月1日まで
昭和18年7月1日付けでA社D支店に入社後、19年1月に応召し、20年10月1日付けでD支店に復職した。その後、22年1月27日付けでC支店に転勤し、53年1月31日に定年退職するまでの間、A社各支店に継続して勤務し、この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録及び申立人の妻が提出したA社常務理事が昭和55年に申立人が死亡した際作成したとする申立人の職歴書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（22年1月27日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和22年5月の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びA社C支店に係る同年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、210円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和52年3月1日、資格喪失日に係る記録を同年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年3月1日から同年8月1日まで

A社に昭和40年4月から平成12年1月までの期間において継続して勤務した。しかし、同社B営業所に勤務した申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びにA社の元清算人及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社C支社から同社B営業所に異動後、同社B営業所から同社D支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、A社の元清算人からは、申立人についての所属発令日は、同社C支社から同社B営業所へ所属が変わった日が昭和52年3月1日、同社B営業所から同社D支社に所属が変わったのが同年8月1日であるとの供述が得られたことから、同社C支社から同社B営業所には同年3月1日、同社B営業所から同社D支社には同年8月1日に異動したとすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和52年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、申立人の同社D

支社における同年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の同僚の同社B営業所における同年3月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、商業登記簿謄本から平成13年4月2日にA社が解散し、19年3月28日に清算事務が終了していることが確認できることから、同社の元清算人は、申立人の申立期間当時の資料が無いとため、不明であると回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年3月から同年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成6年9月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年2月から同年8月までの標準報酬月額については、47万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月28日から同年9月1日まで
株式会社Aに平成3年12月1日に入社して、3か月後の4年3月1日に厚生年金保険に加入した。同社ではBとして勤務していたが、その後、C有限会社（現在は、D株式会社）へ移籍した。

オンライン記録では、株式会社AからD株式会社へ移籍する際に厚生年金保険の加入記録が7か月無いが、この間も継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、株式会社Aで平成5年6月30日に離職、その後同年7月1日にD株式会社で資格を取得しており、継続して勤務していることが確認できるが、申立人の厚生年金保険被保険者記録は、株式会社Aで6年2月28日に被保険者資格を喪失したことになる。ところで、商業登記簿謄本、株式会社AとD株式会社（厚生年金保険適用時の事業所名はC有限会社）の事業所所在地、事業主は同一であることから、両社は関連事業所であることが認められる。

一方、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、株式会社Aは、平成6年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がなされているが、同日付けで申立人を含めて同社の20人の厚生年金保険被

保険者の資格喪失処理が行われ、遡^{そきゅう}及して同年2月28日が資格喪失日とされており、健康保険証についても資格喪失日から6か月以上経過した同年9月1日に返納した記録となっている。

また、申立人と同様に株式会社Aでの被保険者資格喪失日が平成6年2月28日と記録されている同僚16人に照会したところ、回答のあった7人全員がオンライン記録で被保険者期間が欠落している期間についても株式会社Aで継続して勤務していたと供述している（うち一人の同僚は、株式会社Aの6年1月から同年12月までの期間の給与明細書を所持しており、当該明細書から欠落期間の各月においても厚生年金保険料及び健康保険料の控除が確認できる。）。

さらに、株式会社Aで、申立人と同様に申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い同僚3人からは、3人とも厚生年金保険が空白となっている期間についても、同社により支給された給与から厚生年金保険料は控除されていたとしており、同社で給与計算などの事務を担当していた別の同僚は、申立期間当時、従業員から給与明細書についての疑問や、質問は全く無く、従業員から健康保険証を受け取った記憶は無いとの供述が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所（当時）が平成6年2月28日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった6年9月1日であると認められる。

なお、平成6年2月から同年8月までの標準報酬月額については、5年8月の定時決定の記録により、47万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち昭和45年12月31日から46年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のAにおける資格喪失日に係る記録を同日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月31日から46年2月1日まで
② 昭和46年4月1日から同年5月1日まで

昭和45年7月13日から46年8月31日までの間、Aに非常勤の職員として継続して勤務し、この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち昭和45年12月31日から46年1月1日までの期間について、Aの人事記録及び雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間においてAに継続して勤務していたことが認められる。

また、Aに係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、当該期間前後に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる二人の同僚に照会したところ、当該同僚らが記憶する入社日及び退社日が当該被保険者名簿から確認できる同資格の取得日及び同資格の喪失日と合致していることが確認できる。そして、当該同僚らは「月末まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録は退職日の翌月1日が資格喪失日となっており、退職した月について支払われた給与から厚生年金保険料も控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和45年11月のAに係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを45年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る45年12月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和46年1月1日から同年2月1日までの期間については、申立人は、Aに勤務していたと申し立てているが、Aが保管する申立人の人事記録によると、「45年7月13日、B員（AのC課）に採用する。任期は1日とする。但し任期満了前に任命権者が別段の措置をしない限り任用を日々更新する。なお、任用予定期間は45年12月31日までとし、任用予定期間の自動更新は行わない」と記載され、続いて「昭和46年2月1日、B員（AのC課）に採用する。任期は1日とする。但し任期の満了前に任命権者が別段の措置をしない限り任用を日々更新する。なお任用予定期間は46年3月31日までとし、任用予定期間の自動更新は行わない」と記載されているところ、Aでは、「雇用期間が45年7月13日から同年12月31日までの期間及び46年2月1日から同年3月31日までの期間であることから、同年1月は雇用期間ではないため、厚生年金保険料は給与から控除していない。」と回答している。

また、申立人の雇用保険の加入記録から、Aの離職日が昭和45年12月31日、同資格を再度取得した日が46年2月1日であり、前述の人事記録と合致することが確認できる。

さらに、申立人は、当該期間当時のAにおける上司及び同僚等の氏名を記憶していない上、Aに係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、当該期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会するも、回答を得られなかったことから、当該期間について、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

加えて、当該期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、Aに継続して勤務していたと申し立てているが、Aが保管する申立人の人事記録によると、「昭和 46 年 2 月 1 日、B 員（AのC課）に採用する。任期は1日とする。但し任期の満了前に任命権者が別段の措置をしない限り任用を日々更新する。なお任用予定期間は 46 年 3 月 31 日までとし、任用予定期間の自動更新は行わない」と記載され、続いて、「46 年 5 月 1 日、B 員（AのC課）に採用する。任期は1日とする。但し任期の満了前に任命権者が別段の措置をしない限り任用を日々更新する。なお任用予定期間は 46 年 10 月 31 日までとし、任用予定期間の自動更新は行わない。46 年 8 月 31 日辞職を承認する」と記載されているところ、Aでは、「雇用期間が 46 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日までの期間及び同年 5 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間であることから、同年 4 月は雇用期間ではないため厚生年金保険料は給与から控除していない。」と回答している。

また、申立人の雇用保険の加入記録から Aの離職日が昭和 46 年 3 月 31 日、同資格を再度取得した日が同年 5 月 1 日であり、前述の人事記録と合致することが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間②当時のAにおける上司及び同僚等の氏名を記憶していない上、Aに係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間②当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したが、申立人のことを記憶していないことから、申立期間②について、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立期間②について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を平成12年10月から13年1月までの期間を28万円に、同年2月を32万円に、同年3月を36万円に、同年4月を32万円に訂正することが必要である。
- 2 また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成13年8月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を28万円とすることが妥当である。
なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等
氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :
- 2 申立内容の要旨
申 立 期 間 : ① 平成12年10月1日から13年5月31日まで
② 平成13年5月31日から同年8月1日まで
平成12年10月1日から13年7月31日までの期間において、株式会社AでBとして勤務していた。
しかし、社会保険事務所（当時）で記録を確認したところ、申立期間①における標準報酬月額が、当該期間に給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額に比べて低いことに納得できない。調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。
また、申立期間②においても、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法

律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、株式会社Aに係る給与明細書から判断すると、申立期間①のうち、平成12年10月から13年1月までの期間を28万円に、同年2月を32万円に、同年3月を36万円に、同年4月を32万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録から、申立人が、申立期間②において、株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人が提出した株式会社Aにおける平成13年5月から同年7月までの期間に係る給与明細書から、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成13年5月から同年7月までの期間に係る給与明細書から、28万円とすることが妥当である。

3 なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては確認できる資料が無いため不明としているが、申立期間に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届について、社会保険事務所（当時）が複数回にわたって記録の処理を誤るとは考え難いことから、申立期間①については、事業主が22万円を報酬月額とし、平成13年5月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料及び申立期間②の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年12月20日

有限会社Aから平成17年12月20日及び18年12月20日に一時金(賞与)を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、申立期間の標準賞与額について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aにおける平成17年12月20日及び18年12月20日に支給された賞与に係る支払明細書から、申立人は、申立期間について150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年11月4日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を80万円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を145万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年12月20日

有限会社Aから平成17年12月20日及び18年12月20日に一時金(賞与)を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、申立期間の標準賞与額について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aにおける平成17年12月20日及び18年12月20日に支給された賞与に係る支払明細書から、申立人は、申立期間①については80万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、申立期間②については145万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年11月4日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき

ることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を100万円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を90万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年12月20日

有限会社Aから平成17年12月20日及び18年12月20日に一時金(賞与)を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、申立期間の標準賞与額について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aにおける平成17年12月20日及び18年12月20日に支給された賞与に係る支払明細書から、申立人は、申立期間①については100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、申立期間②については90万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年11月4日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき

ることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を70万円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年12月20日

有限会社Aから平成17年12月20日及び18年12月20日に一時金(賞与)を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、申立期間の標準賞与額について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aにおける平成17年12月20日及び18年12月20日に支給された賞与に係る支払明細書から、申立人は、申立期間①については70万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、申立期間②については100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年11月4日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき

ることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を55万円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年12月20日

有限会社Aから平成17年12月20日及び18年12月20日に一時金(賞与)を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、申立期間の標準賞与額について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aにおける平成17年12月20日及び18年12月20日に支給された賞与に係る支払明細書から、申立人は、申立期間①については55万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、申立期間②については100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年11月4日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき

ることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を28万円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年12月20日

有限会社Aから平成17年12月20日及び18年12月20日に一時金(賞与)を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、申立期間の標準賞与額について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aにおける平成17年12月20日及び18年12月20日に支給された賞与に係る支払明細書から、申立人は、申立期間①については28万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、申立期間②については60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年11月4日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき

ることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を23万円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を65万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年12月20日

有限会社Aから平成17年12月20日及び18年12月20日に一時金(賞与)を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、申立期間の標準賞与額について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aにおける平成17年12月20日及び18年12月20日に支給された賞与に係る支払明細書から、申立人は、申立期間①については23万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、申立期間②については65万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年11月4日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき

ることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を40万円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年12月20日

有限会社Aから平成17年12月20日及び18年12月20日に一時金(賞与)を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、申立期間の標準賞与額について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aにおける平成17年12月20日及び18年12月20日に支給された賞与に係る支払明細書から、申立人は、申立期間①については40万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、申立期間②については100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年11月4日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき

ることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を25万円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年12月20日

有限会社Aから平成17年12月20日及び18年12月20日に一時金(賞与)を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、申立期間の標準賞与額について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aにおける平成17年12月20日及び18年12月20日に支給された賞与に係る支払明細書から、申立人は、申立期間①については25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、申立期間②については60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年11月4日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき

ることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年12月20日

有限会社Aから平成17年12月20日に一時金(賞与)を支給され、厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、申立期間の標準賞与額について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aにおける平成17年12月20日に支給された賞与に係る支払明細書から、申立人は、申立期間について、18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年11月4日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が遅れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

有限会社Aから平成18年12月20日に一時金（賞与）を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、申立期間の標準賞与額について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aにおける平成18年12月20日に支給された賞与に係る支払明細書から、申立人は、申立期間について20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年11月4日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年12月20日

有限会社Aから平成18年12月20日に一時金(賞与)を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、申立期間の標準賞与額について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aにおける平成18年12月20日に支給された賞与に係る支払明細書から、申立人は、申立期間について10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年11月4日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年12月20日
有限会社Aから平成18年12月20日に一時金(賞与)を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、申立期間の標準賞与額について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aにおける平成18年12月20日に支給された賞与に係る支払明細書から、申立人は、申立期間について30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年11月4日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和37年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年11月9日に訂正し、また、同社における資格取得日に係る記録を40年5月31日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、37年7月から同年10月までは1万4,000円、40年5月から同年7月までは3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月1日から同年11月9日まで
② 昭和40年5月31日から同年8月1日まで

昭和35年3月16日から平成12年9月30日まで、途中で社名は変更になったが、B株式会社に継続して勤務していた。社会保険庁（当時）の記録によると、その間、工場間の転勤があった2か所の期間の厚生年金保険の記録が抜けている。当時の辞令、給料明細書及び在籍期間証明書を所持しており、給与から厚生年金保険料を控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「給料明細書」、「在籍期間証明書」、「辞令」及び雇用保険の被保険者記録から、申立人がA株式会社及びその関連工場に継続して勤務し（昭和37年7月1日に有限会社CからB株式会社D工場に異動、40年5月31日に同社D工場から同社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「給料明細書」の保険料控除額から、申立期間①については1万4,000円、申立期間②については3万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録から、B株式会社D工場は、昭和37年11月9日に、同社E工場は、56年7月1日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所となっており、いずれの事業所も申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

しかしながら、当該「辞令」はA株式会社の取締役社長名で発令されていること、「給料明細書」には「A株式会社」と社名が記載されていること、及び「在籍期間証明書」においても、すべての在籍期間を「B株式会社」（本社）の取締役社長が証明していることから、当時、A株式会社（本社）において、申立期間に係る資格取得及び資格喪失の届出を行うべきところ、何らかの事情により行われなかったものと考えられる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合は、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に関する届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年7月から同年10月までの期間及び40年5月から同年7月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成13年6月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年4月10日から同年6月10日まで
ねんきん定期便で確認したところ、平成13年4月9日から同年6月9日までの期間において勤務した株式会社Aでの厚生年金保険の被保険者期間が同年4月9日から同年4月10日までの期間となっており、同年5月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間においても株式会社AでB業務に従事しており、厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者離職票に離職日が平成13年6月9日と記入されていること、及び申立人が提出した給与振込口座の預金取引明細表により、同年4月27日、同年5月28日及び同年6月28日において、株式会社Aからの給与振込が確認できることから判断すると、申立人は、申立期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、雇用保険被保険者離職票に記載されている平成13年4月9日から同年6月9日までの期間における賃金額の合計と、前述の預金取引明細表で確認できる同年4月27日、同年5月28日及び同年6月28日に支給された給与の振込額の合計との差額が、オンライン記録から確認できる申立人の株式会社Aにおける同年4月の標準報酬月額である32万円に見合

う社会保険料額及び所得税額の2か月分の合計とおおむね一致することから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成13年4月の株式会社Aに係るオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、株式会社Aに係るオンライン記録及び同社が加入するC組合における被保険者記録から、申立人の厚生年金保険被保険者及び健康保険被保険者資格の喪失日がともに平成13年4月10日であり、一致することが確認できるところ、株式会社A及びC組合は、「申立期間当時の資格喪失届は、社会保険事務所提出用と健康保険組合提出用が複写式であり、両者に係る手続は一体的に行われていた。事業所から健康保険組合を通じて社会保険事務所（当時）に届出を行っていた。」と回答していることから、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同年4月10日として届出を行ったことにより社会保険事務所及び健康保険組合の双方は同日を同資格の喪失日と記録したものと判断される。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち申立期間②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C出張所における資格取得に係る記録を昭和44年2月16日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月9日から同年5月9日まで
② 昭和44年2月16日から同年3月1日まで

私は、昭和34年4月9日にA株式会社に正社員として採用され入社した。しかし、同社において、厚生年金保険被保険者資格を取得したのは同年5月9日となっていて、入社から1か月遅くなっている。また、平成6年6月30日で定年退職するまで同社において、継続して勤務していたことは間違いないのに、昭和44年2月の1か月間が厚生年金保険に未加入となっている。当該期間は同社D営業所からC出張所へ転勤した時の空白と思われるが、なぜ、このような記録になっているのか分からない。早急に、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が提出したB株式会社の在籍証明書、同社が提出した人事記録、申立人を記憶する上司の供述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間②において、A株式会社に継続して勤務し（昭和44年2月16日にA株式会社D営業所からC出張所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の昭和 44 年 3 月の A 株式会社 C 出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から 5 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、B 株式会社は関連資料が無いため不明であるとしているものの、申立人が同社 C 出張所に赴任する際、同出張所が申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日について誤った日付で届出を行ったことを認めていることから、事業主が社会保険事務所（当時）の記録どおりの資格の取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 44 年 2 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①について、申立人が提出した B 株式会社における在籍証明書、同社が提出した退職金計算書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間①において、A 株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B 株式会社提出した「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」（控え）には申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 34 年 5 月 9 日と記録されていることが確認できる。

また、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得は、当該名簿の汚れのため日付を確認することができないものの、昭和 34 年 5 月となっていることが確認できる。

さらに、当該名簿から昭和 34 年 5 月に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる申立人の前後の健康保険証番号の被保険者に入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日との相違について照会したところ、30 人（住所検索可能者 18 人）中 13 人が回答しているが、このうち 10 人が入社日から 1 か月から 2 か月遅れて厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが判明するとともに、試用期間があったことが厚生年金保険の加入が遅れている理由である旨回答を得られたことから判断すると、当時、A 株式会社においては、必ずしも従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B事業所（現在は、C株式会社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成7年10月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月30日から同年10月1日まで

私は、平成7年2月1日から10年8月20日までA株式会社に継続して勤務したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者記録から抜けているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A株式会社の申立人に係る人事発令書及び勤務証明書、給与支払明細書の記録並びに厚生年金基金加入員台帳の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（平成7年10月1日にA株式会社B事業所から同社本社D部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上述の厚生年金基金加入員台帳から、申立人が平成7年10月1日に転出を理由に同基金加入員資格を喪失し、同日に転入を理由に同資格を取得したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、C株式会社に照会したところ、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格喪失届は5枚複写式の様式を使用しており、厚生年金基金に提出したものと同一の内容の書類を社会保険事務所（当時）にも提出していた。」との回答があった。なお、同社B事業所の厚生年金保険に係る業務を管轄するE年金事務所の担当者も、「申立期間当時、厚生年金基金加入事業所からの資格喪失届は、複写式の様式を用いて社会保険事務所と厚生

年金基金に対して同一の内容で届出されていた。」との回答をしている。

加えて、雇用保険の加入記録においても、申立人が平成7年10月1日に転出を理由に雇用保険の資格を喪失し、同日に転入を理由に同資格を取得したことが確認でき、雇用保険の加入期間に欠落は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成7年10月1日に申立人のA株式会社B事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の厚生年金保険料控除額及び厚生年金基金加入員台帳の標準報酬額から、26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和22年4月1日、資格喪失日は同年7月5日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和22年4月及び同年5月は450円、同年6月は400円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年9月30日から19年6月1日まで
② 昭和22年4月1日から同年7月5日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無いとの回答であった。申立期間①については、B株式会社（現在は、C株式会社）へ製品検査業務として勤務したが途中の期間がもれていた。また、申立期間②については、A株式会社に勤務したことがあるので厚生年金保険の被保険者期間として当該期間を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、基礎年金番号に未統合となっている申立人に係る厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和22年4月1日、資格喪失日は同年7月5日）が、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できたことから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は22年4月1日、資格喪失日は同年7月5日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の未統合となっている申立人のA株式会社における被保険者記録から、昭和22年4月及び同年5月は450円、同年6月は400円とすることが妥当である。

2 申立期間①については、C株式会社（本社）人事部は、「申立人の申立期間①及びその前後の期間に申立てどおりの届出を行ったかは不明である。」と回答しており、また、同健康保険組合も「文書の保存期限を経過しており、すべての期間の確認ができない。」と回答している。

さらに、申立人は、当時の同僚の氏名等は全く不明としており、申立期間①において、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前のある同僚 12 人を確認したところ、5人は既に亡くなっており、また、ほかの7人も住所不明等で勤務実態に関する供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成5年11月1日、資格喪失日は7年7月12日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については34万円とすることが妥当である。

- 2 申立人は、申立期間のうち、平成7年7月12日から同年12月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年6月1日から7年12月15日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者記録が平成7年7月12日に取り消されている。申立期間後に被保険者記録がある株式会社Cは事業主が同じであり、継続して勤務していた。申立期間に厚生年金保険料が控除されていることを証明する給与明細書等を所持しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成5年11月1日から7年7月12日までの期間について、雇用保険の被保険者記録により、申立人が、株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

一方、株式会社Aにおける申立人に係るオンライン記録から、平成5年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった7年3月19日以降の同年7月12日に当該記録が取り消されていることが確認できる。

また、平成5年5月1日以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚82人のうち、9人の被保険者記録が7年7月12日又は同年7月13日に申立人と同様に取り消されている上、7年7月12日又は同年7月13日に53人の5年10月及び6年10月の標準報酬月額に係る定時決定の記録を取り消し、引き下げられており、当該訂正処理前の記録から、7年7月12日において、株式会社Aの法人登記が存続しており、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立期間当時の事業主は、「当時、社会保険料の滞納が500万円から600万円あった。社会保険事務所の担当者から2回ほど指導を受けた。報酬や取得取消しについてアドバイスがあった。」と供述している

これらを総合的に判断すると、申立人に係る当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格について、社会保険事務所が平成5年11月1日に取得した旨の記録を取り消す処理を行う合理的な理由は無く、社会保険事務所における当該取消処理は有効なものとは認められないことから、申立人の資格取得日は当該取消処理前の記録から、同日であると認められ、資格喪失日については、当該処理日（7年7月12日）とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、事業主が当初社会保険事務所に届け出た34万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成7年7月12日から同年12月15日までの期間について、雇用保険の被保険者記録から、申立人が、株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、株式会社Aは、オンライン記録から、平成7年3月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、申立人が所持する同年5月分給与明細一覧表及び同年8月分から8年8月分までの賃金台帳から、7年3月以降も継続して給与から厚生年金保険料を控除していたと認められる上、同僚8人に照会し、回答が得られた二人のうち一人は、「会社が社会保険の適用事業所ではなくなっていることは知らず、保険料は控除されていた。」と供述している。

さらに、株式会社Aは、当該期間において、法人登記が存続しており、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する賃金台帳の厚生年金保険料額から算出した 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主及び現在の事業主と連絡がとれないものの、当該事業所が平成7年3月19日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成5年6月1日から同年11月1日までの期間について、申立人が所持する平成5年分給与所得の源泉徴収票の就職日の記載から、申立人が当該期間において、株式会社Aに勤務していたことが認められる。

しかし、申立人が所持する申立人の平成5年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿の写し（年の記載は写っていないものの、7月度から給与が支給されていること、及び社会保険料の控除額の合計額が5年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額と一致していることから、5年分と認められる。）から、申立人は、5年7月度から同年11月度給与における厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、当該源泉徴収簿により平成5年12月度給与から厚生年金保険料が控除されていると認められること、及び申立人の取り消された同社における被保険者記録の資格取得日が同年11月1日であったことから、同社の給与からの厚生年金保険料の控除は、翌月度給与から行われていたと推認できるところ、申立人が所持する5年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額は、給与支払総額から算出した厚生年金保険料（5年6月から同年11月までの6か月分）を含むものとしては著しく低額で、社会保険庁（当時）の標準報酬月額の記録（5年11月分）から算出する社会保険料額とほぼ見合う額である。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 35 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 株式会社（現在は、株式会社 B）における資格取得日に係る記録を同年 4 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を同年 8 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から 36 年 4 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A 株式会社における厚生年金保険被保険者の記録が欠落している。昭和 35 年 4 月から 36 年 4 月まで同社に勤務しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 35 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、申立人から提出された A 株式会社の同僚を撮影した複数の写真及び複数の同僚の供述から、申立人が、当該期間に同社で勤務していたことが推認できる。

一方、当時の A 株式会社の複数の同僚の供述及び年金記録確認 C 地方第三者委員会における同社に係る申立てにおいて、同僚から提出された、厚生年金保険の未加入期間があったことに対する補償金の支給の事実を確認できる「支払請求書」等から、少なくとも昭和 34 年 4 月から 37 年 10 月までの期間において、同社では従業員の給与から厚生年金保険料を控除しながら、従業員を厚生年金保険に加入させないなどの事務処理が行われていたことがうかがわれる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、約200人の従業員が昭和35年10月15日付けで厚生年金保険に加入しており、この中には、申立人が記憶していた複数の同僚が含まれていることが確認できる。これらのことから、申立人の当該期間の給与からの厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険への加入については、これらの同僚と同様の扱いを受けていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した男性同僚の記録から判断すると、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当該期間のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年4月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和35年8月1日から36年4月までの期間について、申立人は、35年8月に病気治療のためD県にある病院に入院し、その後、休職中に退職したと供述しており、当該期間の給与支給及び保険料控除の有無について「無かったと思う。」と供述している。

また、同僚17人に照会したところ11人が回答しているが、このうち一人の同僚は、申立人が当該期間において、A株式会社に勤務していたと供述しているものの、当該同僚は申立人の休職について記憶しておらず、申立人の当該期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについては「不明」としていることから、これを確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案2997

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和45年9月1日、資格喪失日は同年10月10日であることが認められることから、厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和45年9月の標準報酬月額については、3万9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から46年11月1日まで

私は、昭和45年5月1日に入社して46年11月1日に退社するまでA株式会社B営業所でCやDとして勤務した。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間が厚生年金保険に未加入になっている。厚生年金保険料も給与から控除されていた記憶があるので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和45年9月1日から同年10月10日までの期間について、申立人は、A株式会社B営業所に勤務していたと申し立てているところ、同社B営業所は52年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではない。

一方、A株式会社E営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、基礎年金番号に未統合となっている申立人と氏名及び生年月日が一致する昭和45年9月1日から同年10月10日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、A株式会社E営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者記録が確認できる複数の同僚の回答内容から、申立人が当該期間において、同社E営業所で勤務していたことが推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

当該未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA株式会社E営業所における資格取得日は昭和45年9月1日、資格喪失日は同年10月10日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の未統合となっている申立人に係る被保険者原票の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和44年5月1日から45年9月1日までの期間及び同年10月10日から46年11月1日までの期間については、A株式会社は、「当時の記録はすべて処分しており、社会保険の資格の取得喪失、厚生年金保険料の控除及び納付については不明である。」と回答している上、同社E営業所に係る被保険者原票に氏名の記載のある同僚14人に照会した結果、回答のあった9人のうち3人は、期間は不明であるが申立人は勤務していたとしているものの、厚生年金保険料の控除については9人のいずれもが不明としている。

また、申立人が名前を挙げた同僚5人のうち3人は、所在が不明で調査ができず、同僚照会した二人は、申立人について記憶が無く、不明と回答している。

さらに、申立期間のA株式会社E営業所に係る被保険者原票の健康保険番号は連番になっており追加は無く、欠番が2つみられるが、申立人は、健康保険証を2回にわたって受けたことは無いとしていることから、別の健康保険番号でさらに資格取得をしていることは考え難い。

なお、A株式会社F本社及び同社B営業所に係る被保険者原票にも、申立人の被保険者記録は存在しない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和44年5月1日から45年9月1日までの期間及び同年10月10日から46年11月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成14年8月20日に、資格喪失日に係る記録を15年2月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月20日から15年2月26日まで
社会保険庁（当時）の記録によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係るA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、当初、平成14年8月20日に、被保険者資格喪失日は15年2月26日と記録されていたところ、同年11月26日付けで申立人を含む3人の被保険者資格の取得及び喪失の記録が遡及して取り消されており、被保険者期間がなかったものとされていることが確認でき、社会保険事務所（当時）が、遡及して資格の取得及び喪失の取消しを行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、「平成14年8月12日に国民年金保険料が未納期間となっていた13年9月から14年3月までの同保険料を納付したが、申立期間については厚生年金保険の被保険者期間であるため納付しなかった。」としているところ、オンライン記録では、申立期間が同保険料の未納期間ではなく、国民年金の被保険者期間によらない未加入期間とする取扱いがなされていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間当時に居住していたB市の国民健康保険の記録によると、平成14年8月21日に同保険の資格を喪失するまでは保険

料を納付しており、申立期間においては、社会保険加入による離脱のための未加入期間とする取扱いがなされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険の資格の取得及び喪失に係る取消しの記録は有効なものとは認められず、申立人の資格取得日は平成14年8月20日、資格喪失日は15年2月26日であると認められ、申立期間の標準報酬月額は、社会保険事務所の取消前の記録から、22万円であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち申立期間②について、申立人のA株式会社における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち平成11年8月及び同年9月の標準報酬月額の記録については32万円、同年10月から12年2月までの標準報酬月額の記録については36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月ころから37年4月5日まで
② 平成11年8月1日から12年3月21日まで
有限会社Bでの厚生年金保険加入は、昭和37年4月5日となっているが、私は、35年にC県から集団就職で来て勤務しており、社会保険に加入しているはずである。

昭和35年から37年までの2年間で不明となっているのは納得できないので調べた上、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、A株式会社での勤務期間のうち、平成11年8月から12年2月までの標準報酬月額が12万6,000円となっているが、給与明細書の厚生年金保険料とは違っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、オンライン記録（被保険者資格記録照会回答票）において、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、当初、平成11年8月及び同年9月は32万円、同年10月から12年2月までの期間は36万円と記録されていたところ、11年12月21日付けで、同年8月1日にさかのぼって12万6,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人と同じ処理日の平成11年12月21日付けで、代表取締役及び同僚13人についても同年8月にさかのぼって標準報酬月額が減額訂正されていることがオンライン記録（被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録））で確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の給与明細書を所持しており、これにより申立人の平成 11 年 9 月及び同年 10 月の給与からは、同年 8 月分及び同年 9 月分の標準報酬月額 32 万円に見合う厚生年金保険料被保険者負担額である 2 万 7,760 円が、同年 11 月から 12 年 3 月までの給与からは、11 年 10 月分から 12 年 2 月分までの標準報酬月額 36 万円に見合う厚生年金保険料被保険者負担額である 3 万 1,230 円が控除されていたことが確認できる。

なお、当時の事業主は、既に死亡しており、当時の取締役も^{そきゅう}遡及訂正処理については不明としているが、申立人は平成 12 年の初めごろから従業員の間で、会社が危ないとの噂が立っていたと記憶しており、当時の同僚も「私も、外部から聞いたことがある。」、「平成 11 年 11 月ごろ、会社から健康保険、厚生年金保険を止めてくれと言われた。」との供述をしていることから、同社は社会保険事務所（当時）に対して厚生年金保険料を滞納していた可能性が高いと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成 11 年 8 月から 12 年 2 月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、11 年 8 月及び同年 9 月は 32 万円、同年 10 月から 12 年 2 月まで期間は 36 万円とすることが必要と認められる。

2 一方、申立期間①について、有限会社 B に昭和 34 年 8 月から 35 年 6 月までの勤務が確認できる同僚が、「申立人と一緒に仕事をしていた。」との供述をしており、入社時期は不明ながらも申立人が同年から同社で勤務していたことがうかがえる。

また、この同僚は、「昭和 34 年 4 月に入社し、同年 8 月から厚生年金に入った。」とも供述し、他の同僚も「はっきりとは分からないが、数か月の試用期間はあったと思う。」と供述している。

しかし、同社は、昭和 52 年 4 月 30 日に解散しており、事業主も既に死亡している上、事業主の親族からは、当時の資料は既に無いとの回答があり、申立人においても申立期間①中の勤務がうかがえる資料等は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から54年3月まで
申立期間が長期にわたり国民年金に未加入だったとは考え難く、保険料も納付したと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、おそらく、昭和51年2月ころ、A区役所の窓口で国民年金の加入手続を行ったと思うとしており、申立期間の保険料について、納付期限までにA区役所の窓口で納付したと思う旨の申述をしているが、申立人は、国民年金手帳を受け取ったか否か、当時の保険料額などについての記憶が無い上、申立人は、申立期間の一部期間は独身で申立人の保険料納付について証言できる同居親族はいなかったとしており、結婚後においても、その妻は申立人の納付について具体的に覚えていないなど、申立期間の保険料納付をうかがわせる事情が得られなかった。

また、申立人が現在所持している国民年金手帳の記号番号は、B市を所管していたC社会保険事務所（当時）で昭和54年6月15日に払い出されたことが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで確認できる上、同年手帳の「はじめて被保険者となった日」欄には54年4月19日と記載されており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から48年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から48年9月まで

申立期間について、国民年金と厚生年金保険との重複期間に納付した国民年金保険料が還付済みとのことだが、還付金を受領した記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料が還付済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金保険料の還付金を受領していないとしているが、昭和38年1月から48年9月までの申立人の所持する国民年金手帳印紙検認記録欄及び領収証書には「還付済」のゴム印が押されている上、特殊台帳に保険料を還付したことを示す「38. 1～48. 9 34500円」、「48. 11. 10 還付通知」との記載があり、記載内容は当時の還付期間及び還付金額と一致していることから、この記載内容に不合理な点は無く、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

また、申立期間については、申立人は、厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、当該期間の国民年金保険料の還付処理が行われたことについて、不自然な点は見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から同年10月まで

私は会社を退職時に自分で国民年金の手続をするように説明され、両親からも国民年金の加入を勧められたので、平成3年8月か同年9月ころにA市役所で加入手続をした。後日納付書が送られてきたので、市役所へ国民年金保険料を納めに行った。市役所では国民年金と国民健康保険を別の窓口で納めるように案内された覚えがある。3か月分の保険料をまとめて納め、保険料額は約3万円だったと思う。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年8月か同年9月ころにA市役所で加入手続をしたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は6年3月に払い出されており、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない上、申立人も別の年金手帳を交付された記憶が無いとしている。

また、申立期間は、平成6年3月24日の国民年金被保険者資格の得喪記録の追加により生じた未納期間であり、記録が追加されるまでは申立期間は未加入期間であることから、制度上国民年金保険料を納付することはできず、記録が追加された時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月、同年8月、同年11月及び4年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月及び同年8月
② 平成3年11月
③ 平成4年1月から同年3月まで

申立期間当時は学生で、20歳になったのでA市役所B支所に行き、国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は親からの仕送りの中から、半年や1年分ごとなどまとめて納めていた記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、半年や1年ごとなど国民年金保険料をまとめて納めていたとしているが、オンライン記録により、申立期間前後の平成3年度の保険料を1か月ごとに過年度納付していることが確認でき、申立内容とは相違する上、保険料の納付時期や過年度納付についても具体的な申述が得られなかった。

また、オンライン記録により、申立期間①直後の期間である平成3年9月及び同年10月の国民年金保険料はそれぞれ時効直前の5年10月及び同年11月に過年度納付されていること、及び申立期間②の保険料は6年1月に納付され時効により翌月の3年12月に充当されていることが確認できることから、申立期間①及び②の保険料は時効により納付できなかったものと推認される。

さらに、申立期間③について、申立期間②と③の間の期間である平成3年12月の国民年金保険料は、同年11月の過誤納保険料が6年1月27日に充当されており、充当される時点までは記録上未納期間であったこと

が確認でき、それ以降の期間に充当された記録や還付された記録も無いことから、同月の保険料は納付されなかったと推認できる上、保険料の収納日が6年2月以降7年2月まで確認ができない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年8月から52年4月まで

昭和49年8月に会社を退職後すぐに国民年金に切り換えているはずである。国民年金保険料は、送られてきた納付書により家の近くのA金庫B支店で納めているように思う。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年8月に会社を退職後すぐに国民年金の加入手続をしたはずだとしているが、申立人が所持する国民年金手帳により、52年5月9日に国民年金に任意加入していることが確認できるなど、申立期間に係る国民年金の加入手続の時期、場所等についての記憶が曖昧である上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は国民年金未加入期間であるため制度上国民年金保険料を納付することができないことに加え、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がうかがわれず、申立人も別の国民年金手帳を交付された記憶が無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から48年12月まで

私は、ねんきん特別便がきて未納期間があることが分かった。申立期間の国民年金保険料は、A市（現在は、B市）C納税組合が集金に来ていたので納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をした際に1年間分の国民年金保険料を納付した後の保険料は納税組合を通じて納付したと主張しているが、申立期間当初は印紙検認方式による保険料の納付であり、自らも集金していたとしてもかかわらず、印紙の記憶や集金の状況などを覚えていない上、申立期間後の49年1月から49年12月までの保険料を52年1月に過年度納付しており、納税組合を通じて保険料を納付していたとする主張と異なっているなど、申立内容に不自然さがみられる。

また、申立人が、過年度納付した昭和52年1月時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付できず、特例納付により保険料を納付した記憶も無いとしている上、申立人と国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の妻も申立期間は未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 3082

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和35年ころからA区のBに住み込みで働いていた時に集金に来た区役所の人に国民年金保険料を納付し、国民年金手帳に印をもらった記憶がある。平成9年4月ころC区役所に行ったら満額に48月足りないと言われたので、その分の保険料を納付した。後日調べたら昭和36年4月から40年3月までの保険料が未納と分かった。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、住み込みで働いていた時にA区役所の人が国民年金保険料の集金に来たので納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年10月19日に払い出され、その後の同年11月1日に同年4月から同年6月までの保険料を納付していることから、同年10月に国民年金の加入手続を行ったと推認できる上、34年から国民年金手帳記号番号が払い出されるまでの間にA区から転出したことがないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

また、申立人が、国民年金の加入手続後の昭和40年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付した同年11月1日の時点で36年4月から38年9月までの保険料は時効により納付できない上、過年度納付できる期間の保険料をまとめて納付した記憶は無く、特例納付により納付した記憶も無いとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から48年7月まで

私は、ねんきん特別便が来たので内容を確認するため、A社会保険事務所（当時）で相談したところ、国民年金保険料の未納期間があることが分かった。保険料は、私の妻がB金庫C支店で納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料について、区役所から送達された納付書により月額300円又は400円の保険料を3か月ごとに900円又は1,200円納付したと主張しているが、D区では、納付書方式になった昭和45年10月までは印紙検認方式による納付としており、申立人は印紙検認方式の記憶が無い上、申立期間の保険料は、月額250円、450円、550円と推移しており、3か月の保険料は750円、1,350円、1,650円となり申立人が主張する金額に差がある上、申立人は、申立期間の保険料を過年度納付や特例納付により納付した記憶は無いとしている。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間は未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から52年3月まで

私は、60歳のころ、銀行員に代行で国民年金保険料の納付記録を調べてもらったところ、未納期間があることが分かったので、A社会保険事務所（当時）で相談したところ同じだった。申立期間の国民年金保険料は、妻が集金に来た自治会の人に納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年11月1日に払い出されており、その後の同年12月24日に同年4月から同年12月までの国民年金保険料がまとめて納付されていることから、申立人は、52年11月1日ころ加入手続を行ったと推認でき、当該時点で申立期間のうち46年9月から50年9月までの保険料は時効により納付できない上、申立人は、過年度納付及び特例納付により保険料を納付した記憶は無いとしている。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、自治会を通じて納付したと主張しているが、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれず、B市では、国民年金加入前の者に対しては保険料を徴収していないとしている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から53年3月まで

私は、地域の納税組合を通じて国民年金保険料を納付してきた。国民年金保険料は同居していた兄とともに納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を一緒にした申立人の兄と地域の納税組合を通じて国民年金保険料を納付したと主張しているが、その兄の保険料は未納になっているほか、保険料の納付について、納税組合が集金に来た際、帳面に判を押印していったこと以外にどのように納付したかの記憶が曖昧である上、保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料について、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年5月1日時点では、申立期間のうち、49年7月から51年3月までの保険料は時効により納付できない上、申立人は、過年度納付が可能な51年4月から53年3月までの保険料についても毎月納付してきたのでまとめて納付した記憶は無く、特例納付により納付した記憶も無いとしている。

さらに、申立人の口頭意見陳述においても、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付状況等について、当初の申立以上に具体的な申述が得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から47年5月まで

会社から昭和45年に3か月の休暇をもらい、A地方へ旅行に出かけ、そのままB国に滞在することになり退職した。退職手続は親にしてもらったが、会社から厚生年金保険から国民年金に変わる手続を行うよう親に助言があったと思われ、父親が加入手続をしたと思う。昭和46年12月に帰国後、父親が国民年金保険料を払ってあるということを母親から言われたのを記憶している。申立期間が未加入及び未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年9月ころにその父親が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、申立人は申立期間の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、納付してくれていたとするその父親も既に他界していることから、納付状況は不明である。

また、申立期間当時の状況を知り得る申立人の姉から、国民年金の加入手続及び保険料納付について聞き取りをしたが、具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる

関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 2 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月から同年 6 月まで

昭和 53 年 2 月に会社を退職後、A 市役所で国民年金の加入手続をした。次に就職するまでの期間、市役所窓口で国民年金保険料を納付した。納付したときに記録印手帳のようなものに印を押され渡された記憶がある。申立期間が未加入及び未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 2 月に会社を退職後、A 市役所で国民年金の加入手続をしたとしているが、国民年金の加入手続の状況、保険料納付についての記憶が曖昧である上、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がうかがわれないことから、申立期間は国民年金未加入期間であり、制度上国民年金保険料を納付することができない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年7月までの期間及び44年1月から45年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年7月まで
② 昭和44年1月から45年6月まで

会社を辞めて入籍した昭和40年5月ころ自身でA市役所に行き国民年金の加入手続を行った。その後、国民年金保険料を納付していたが、納付場所、納付方法、納付額などは覚えていない。申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めて入籍した昭和40年5月ころ自身でA市役所に行き国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の手帳記号番号の払出状況から平成8年9月ころに払い出されていると推認でき、加入手続をしたとする時期と異なる上、手帳記号番号の払出時点では申立期間は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

また、申立人は、国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧であり、納付場所、納付方法、納付額などを覚えていないなど、加入手続及び納付の状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 3091

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月

私は 20 歳になったとき国民年金に加入したが保険料は納付しなかった。平成 8 年 4 月に就職し 13 年 9 月に退職したので A 市役所で国民年金への切替手続きをし、送られてきた納付書で毎月 1 万 3,650 円を市役所の窓口で納付した。

平成 14 年 4 月の 1 か月分が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を A 市役所の窓口で納付したと主張しているが、平成 14 年 4 月から保険料の収納事務は国に移管されており、市役所の窓口で国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、納付書に基づき毎月国民年金保険料を納付したと申し立てているが、申立期間直前の平成 13 年 10 月から 14 年 3 月までの保険料を 14 年 4 月 10 日に一括納付していることがオンライン記録から確認ができ、その申立てと異なる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人には平成 15 年 8 月に納付書が作成されていることから、申立期間が未納であったと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年12月から48年3月まで

私は学校を卒業してから結婚するまで、家業のA屋を手伝っていた。親が私の国民年金保険料を納付してくれていたことは、結婚直前に国民年金手帳を渡されて始めて知った。兄は20歳から保険料が納付されていると言っているし、妹もそうだと思うので、私も20歳から納付してもらっていたと思う。親は私や妹に習いごとをさせてくれており、質素ではあるが経済的に厳しかったわけでもないのに、親が私の分だけ納付しないとどうしても考えられない。申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の払出状況から昭和48年4月ころ払い出されたと確認できること、その親から渡されたとする国民年金手帳の発行日が同年6月20日となっていることから、申立人の加入手続は48年6月ころに行われたと推認でき、この時点からすると、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できず、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人の妹の国民年金手帳記号番号も申立人と同様、昭和48年4月ころ払い出されている上、申立人及びその妹の国民年金保険料は、いずれも同月分から納付されていることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は既に他界しており、申立人の母も老齢のため事情を聴くことができないため、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から49年3月まで

私が20歳当時、母が国民年金の加入手続をし、保険料も納付してくれた。私は実家で父と兄と父のAで共に働き、結婚するまではほかの家族の分と一緒に保険料を納付してもらっていた。昭和47年ころは納付組合の班長さんが自宅に集金に来てくれていたことは確認できているが、その前の45年ころは婦人会に納付していたはずである。母は、同じ家で一緒に働いている母も兄も国民年金に加入し保険料も納付しているのに、私だけ4年間も加入させないままにしておくことなど考えられないと言っている。申立期間当時、B業は好景気で保険料の納付に支障があるはずはなく、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のころ申立人の母が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年6月ころ払い出されており、払出時点からすると申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人の国民年金加入手続及び保険料を納付したとするその母は加入手続の時期や保険料納付に関する記憶が曖昧である上、昭和47年ころ申立人の実家に国民年金保険料の集金に訪れていたとする納税組合の役員からも、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる証言を得ることはできず、保険料納付に関する状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から同年9月までの期間及び平成元年12月から2年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から同年9月まで
② 平成元年12月から2年6月まで

私は、国民年金保険料の納付は国民の義務だと考えてきちんと納付してきたので、未納期間は無いはずですが、申立期間が未納とされていることに納得できません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、保険料の納付は国民の義務だと考えてきちんと納付してきたので未納期間は無いはずであると主張しているが、申立人が国民年金に加入したのは、年金手帳に記載されているとおり、平成7年5月26日であり、その時点では、申立期間は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から50年6月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和51年11月にA区役所に婚姻届を提出した際に、区役所の職員に国民年金に未納期間があると指摘されたので、後日、妻が区役所の窓口で言われるままに過去3年分の国民年金保険料24万円から25万円くらい納付したはずであり、その期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その妻がA区役所に婚姻届を提出した際に、区役所の職員から国民年金に未納期間があると指摘されたと主張しているが、婚姻届を提出した昭和51年11月*日の時点では、申立期間のうち、49年3月から同年9月までは時効により納付できない期間である上、区役所の戸籍の窓口では国民年金保険料について教示していなかったことから、申立人の主張は不自然である。

また、申立人は、その妻が、区役所の職員に言われるままに過去3年分の国民年金保険料として24万円から25万円くらい納付したと主張しているが、申立期間の国民年金保険料額は1万5,600円であり、申立期間の最初の月である49年3月から婚姻届を出した51年11月までの保険料額としても3万6,700円であり、申立人の主張している保険料額と大きく相違する。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、その妻も国民年金保険料の納付期間、納付時期についての記憶が曖昧であ

り、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 3101

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月まで
私立大学を退職した後の昭和 58 年 8 月ころ国民年金に加入して国民年金保険料を納付していた。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、私立大学を退職した後の昭和 58 年 8 月ころ国民年金に加入して国民年金保険料を納付したとしているが、55 年 8 月*日に結婚し被扶養者であった申立期間は任意に加入できる期間であるものの、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は 62 年 7 月末ころであるため、任意加入の場合は加入時からのみ国民年金保険料の納付が可能であることから、申立期間はさかのぼって納付できない期間となる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の課所符号は「*」であるが、この課所符号「*」の使用が開始された時期は、A 社会保険事務所（当時）が新規設立された昭和 62 年 4 月以降であることから、申立人の国民年金への加入時期を裏付けることができる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられない上、申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月まで

A退職後、国民年金への加入手続をせずに別のAに再就職するまでの期間に当たる申立期間の国民年金保険料の納付について、B市役所C課D係に照会したが、時効のため納付できないと言われた。その後、同市から年金手帳を受け取り、平成元年から3年にかけて幼稚園に勤務していたころ、同係から「納付できるようになった」との連絡を受けたので、同係に年金手帳を渡し、申立期間の保険料として数万円を払ったが、職員から「領収書は出せない。年金手帳に記録したから大丈夫だ。」と拒絶された。ところが、申立期間について未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A退職後、国民年金への加入手続をせずに別のAに再就職するまでの期間に当たる申立期間の国民年金保険料を納付しようとして、B市役所C課D係に照会したところ、「2年の時効期間が過ぎているから納付できない。」と回答されたが、その後も同様の照会を繰り返すうちに同係から年金手帳をもらい、平成元年から3年にかけてAに勤務していたころに同係から「納付できようになった。」との連絡を受けたので、申立期間の国民年金保険料を同係の指示するままに同係のカウンターとは別の支払窓口で納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は3年4月ころであり、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、支払窓口で納付を行った際、職員に領収書を要求し

たところ「領収書は出せない。年金手帳に記録したから大丈夫だ。」と拒絶され、職員から申立人の持参した年金手帳の「国民年金の記録（1）」に3行に渡って申立人の被保険者資格の得喪の日付を記入してもらったので、この記入事項が領収書に代わるものと考え、領収書をもろうことは諦めたとしているが、その記入事項は、被保険者資格の得喪の日付を示すもので、納付の事実を示すものではなく、その記入事項のなかに「平成4年1月29日」の日付が認められ、申立人が納付を行ったとする平成元年から3年にかけてのころに職員が記入することは不可能な日付であることが推認できる。

さらに、申立期間の保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、父親の死亡の諸届けのため昭和 60 年 2 月ころ A 市役所(現在は、B 市役所)に行った時、国民年金の加入手続を行い、その際、過去の未納分を納付することにした。数日後、納付書が届いて一括納付し、その後の国民年金保険料は定期的に納付した。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和 60 年 2 月ころ、その父親の死亡後の諸届けのため A 市役所に行った時に国民年金の加入手続を行い、後日送られてきた納付書でそれまでの未納分を一括納付し、その後は、定期的に納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金の加入時期は 62 年 12 月ころであり、その時点では、申立期間のうち 59 年 10 月から 60 年 9 月までの期間は既に時効により納付できない期間となる上、この期間中に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、昭和 62 年 12 月に国民年金に加入した後、さかのぼって 61 年 4 月から国民年金保険料を納付しており、加入後はさかのぼって納付し、その後は定期的に納付したとする申立人の申述している納付行動に符合し、その加入時期のみ相違していることから、加入時期を思い違いしている可能性が高いとみられ、このことは、申立人が所持する加入の際に発行されたとする国民年金手帳の氏名変更欄の記載も、旧姓から現在の姓への変更になっており、申立人が初婚後の旧姓に戻っていた期間である 61 年 7 月から 63 年 4 月までの間に発行された国民年金手帳

であると推認されることから裏付けられる。

さらに、申立人の申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から55年6月までの期間及び55年7月から56年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から55年6月まで
② 昭和55年7月から56年9月まで

申立期間については、昭和54年10月にA市に転居した際、元夫が夫婦二人分の国民年金への加入手続を行い、その後納付書に現金を添えて私が金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、昭和54年10月にA市に転居した際、申立人の元夫が夫婦二人分の国民年金への加入手続を行い、その後納付書に現金を添えて金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を申立人が毎月納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、56年9月ころとなっていることから、その時点では、申立期間①はさかのぼって納付する必要があるが、申立人にはさかのぼって納付した記憶は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

また、申立期間①は、厚生年金保険被保険者期間であり、仮に国民年金保険料を納付したとすれば重複納付として還付されるべきであるが、国民年金被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録には還付記録は認められない。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、納付書に現金を添えて金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、昭和56年9月ころとなっていることから、その時点では、申立期間②のうち55年7月から56年6月までの国民年金保険料をさかのぼって納付する必要があるが、申立人にはさかのぼって納付した記憶は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

また、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとするその元夫も申立期間②について未納となっている。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 3107 (事案 2461 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 54 年 3 月までの期間及び平成 12 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月から 54 年 3 月まで
② 平成 12 年 6 月

私が 20 歳になった時、母が国民年金の加入手続をしてくれた。母は、姉と私の保険料を毎月集会所に持参し納付してくれていたが、昭和 49 年ころから体調を崩し 59 年 5 月に他界した。母が体調を崩した 49 年ころからは、私が 3 人分の保険料を、母が他界した後は二人分の保険料を集会所に持参し納付した。

昭和 55 年ころからは、A 銀行(現在は、B 銀行)に国民年金保険料を振り込んでいたが、しばらくして C 銀行に替えた。このように確実に納付していたのに申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 54 年 8 月 31 日に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれず、また、申立人の国民年金の加入手続や保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に他界しており納付状況が不明であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 23 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間①のころに徴収員をしていた者が、国民年金保険料の納付に関する証言をしてくれるはずであると主張したが、当該徴収員から保険料の納付を推定できるような証言を得ることはできず、また、申立人に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、所轄の D 年金事務所で昭和 43 年 5 月から 54 年 3 月までの国民年金手帳記号番号払出簿を調査したが、申立期間①内に別の国民年金手帳記号番号

の払出しは確認できず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

2 申立期間②に係る申立てについては、申立人は、平成 12 年 6 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 7 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であったと考えられるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 23 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付したと主張するが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない上、国民年金保険料の納付状況について具体的な申述が得られなかったため、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年6月まで
申立期間の国民年金については、私がA区役所で加入手続を行った。保険料については、A区役所の職員が集金に来たので支払った記憶があり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金について、A区役所で加入手続を行い、保険料についてはA区役所の職員に支払ったと主張しているが、加入手続をした時期などに関する申立人の記憶は曖昧である。

また、申立人の所持する国民年金手帳及びA区役所の納付状況リストには、昭和42年7月26日に任意加入したとする記録があり、申立人が申立期間中に国民年金の加入手続をした形跡はうかがわれないことから、任意加入期間である申立期間は制度上納付できない期間である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

昭和45年4月の結婚に伴い、国民年金に先に加入していた夫がA市役所B支所で私の加入手続をしてくれた。結婚後は夫婦二人分の国民年金保険料を私が一緒に納付していたので、夫だけが納付済みであり、私が2年間未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月の結婚に伴い、国民年金に先に加入していた申立人の夫がA市役所B支所で申立人の加入手続を済ませ、結婚後は夫婦二人分の国民年金保険料を申立人が一緒に納付していたと申し立てているが、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は申立人及びその夫が結婚した45年4月ころに払い出されているのに対し、申立人の手帳記号番号はそのほぼ2年後の47年3月に払い出されている上、申立人がさかのぼって納付した事情もうかがえないことから、申立期間に申立人及びその夫と一緒に保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人は納付したとする国民年金の保険料額、納付時期等の記憶が無く、納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 37 年 5 月に国民年金に加入し、当初は国民年金保険料は自分で納付していたが、昼間に時間がとれなかったため、そのうち、母に納付を頼むようになっていた。平成 13 年ころになって A 市役所（現在は、B 市役所）に行ったところ、申立期間が未納となっており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 5 月ころ A 市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料の納付は当初は申立人自身が、その後はその母が行ってくれていたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により 51 年 6 月 17 日に払い出されていることが確認でき、払出時点からすると申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとするその母は既に他界しており、申立人自身は保険料の納付にほとんど関与していないため、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が国民年金に加入し、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月から 62 年 4 月までの期間、63 年 7 月及び平成 2 年 12 月から 3 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 12 月から 62 年 4 月まで
② 昭和 63 年 7 月
③ 平成 2 年 12 月から 3 年 2 月まで

私は、20 歳になって国民年金に加入して以後、保険料を納付しなかったことは一度も無い。それが未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年*月に 20 歳になって国民年金に加入して以後、保険料を納付しなかったことは一度も無いと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 3 年 7 月ころに払い出されていることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない上、申立人の所持する国民年金手帳により、申立人の被保険者資格取得日は、3 年 7 月 11 日であることが確認できることから、申立期間①、②及び③は、未加入期間であり保険料の納付書が発行されなかったものと推認できる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が国民年金に加入し、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月

私は、母から「あなたの国民年金加入を A 町役場の職員に勧められ、お父さんが町役場で加入手続を行った。保険料は 20 歳から全期間納付していた。」と聞いている。申立期間が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が A 町役場で国民年金加入手続を行ってくれ、保険料は 20 歳から全期間納付してくれていたと主張しているが、その父親は既に他界している上、申立人は加入手続及び保険料納付に関与しておらず、具体的な加入手続の状況が不明である。

また、A 町の「国民年金被保険者名簿兼検認カード」の申立人の「生年月日」欄には住民票上の生年月日（昭和 28 年 * 月 * 日）とは異なる「昭 28・*・*」との記載があり、かつ、「取得年月日」欄には「48・*・*」と記載されていることから、A 町役場は申立期間を 20 歳になる前の期間として取り扱い、保険料を収納していなかったと考えられる。

さらに、申立期間は、昭和 60 年 11 月 8 日に申立人の生年月日（28 年 * 月 * 日）を住民票上の生年月日である 28 年 * 月 * 日に訂正したことから生じた未納期間であり、当該時点からすると時効により納付できない期間である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から 63 年 6 月まで

私は、昭和 62 年 10 月 21 日に A 株式会社を退職後、すぐに B 株式会社に入社した。B 株式会社は当初厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金に加入した。私は忙しかったので、私の妻が二人分の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が国民年金の加入手続を行い、保険料を一緒に納付していたと申し立てているが、申立人の妻は、国民年金の加入手続及び保険料納付について覚えていないとしており、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないため、加入状況、納付状況等が不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間は、申立人が昭和 62 年 10 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、63 年 7 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの未加入期間である上、申立人と一緒に保険料を納付したとするその妻の 62 年 10 月から 63 年 6 月までの期間は、平成 9 年 5 月 13 日のオンライン記録の追加訂正により生じた未納期間であることから、申立内容と符合しない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月から 61 年 3 月まで

私が 20 歳ころ、A 市にいた時に、市役所から国民年金の納付書と説明書が送られてきた。市役所に電話で確認したところ、保険料を納付した方がよいとの助言を受けたので、市役所に行き国民年金の加入手続を行った。保険料は、翌年からは前納で納付していた。その後、B 市に転居したが、住所変更をしていなかったため、妻が国民年金の加入手続をする際に、同行する母親に私の年金手帳を預け、住所変更を依頼した。その際手帳が市側に回収され後日新しい手帳が交付されたが、A 市で納付していた分が未納となった。納めていたはずなので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 56 年ころ A 市役所から国民年金の加入に関する説明書と納付書が送られてきたので、市役所に出向き国民年金の加入手続を行い翌年からは保険料を前納で納付し、申立人が転居した B 市でも納付をしていたと申し立てているが、通常加入手続をした後に納付書が送付されるどころ、申立人は国民年金の加入手続が行われる前に国民年金保険料の納付書が送られてきたと主張している上、申立人の両親は 60 年 4 月に B 市に転居し、国民年金の住所変更手続を行っているところ、申立人もその両親と共に B 市へ転居しているが、平成 2 年 4 月まで国民年金の住所変更手続をしなかったのであれば、B 市に転居後は申立人が納付書を受け取ることはできず、申立人が申立期間当初に送付されたとする年金手帳の住所地が A 市になっていることを指摘したとするその母親にはその記憶が無く、申立人の以上の主張には不自然な点がある。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 7 月ころに B 市で払い出されている上、払出日からすると申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したとする周辺事情も見当たらず、申立事案の口頭意見陳述においても、国民年金の加入及び保険料の納付状況について、当初の申立以上に具体的な申述が得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から49年12月まで

私は、昭和43年4月に会社を退職し同月から実兄の自営業を手伝っていたが、国民年金には加入していなかった。49年12月ころA区役所に問い合わせ夫婦二人分の国民年金保険料を納付しようとしたが保険料が高額だったので、私一人分の保険料を自宅に集金に来たA区職員に一括納付した。申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月に会社を退職し同月からその実兄の自営業を手伝っており国民年金に加入していなかったが、49年12月ころ国民年金保険料を自宅に集金に来たA区役所職員に申立期間の保険料を一括納付したと申し立てているが、申立人は、加入手続を行った記憶は無いとしている上、申立人の国民年金手帳記号番号は51年8月ころ払い出されたことが確認でき、払出時点からすると、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、81か月の申立期間の国民年金保険料を一括して納付するには特例納付によらなければならないが、第2回特例納付（実施期間は昭和49年1月から50年12月まで）については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点からすると納付することができず、第3回特例納付については必要な保険料額は32万円であり、申立人が納付したとする7万円から8万円とは大きく相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月から61年3月まで
昭和55年3月ころ、自分でA市役所に行って、国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料については、多少なりとも割引になることもあり、毎年、B郵便局か農業協同組合C支店で10万円を超えるお金を前納していた。申立期間が未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について毎年10万円を超える国民年金保険料を前納していたとしているが、申立期間に係る昭和55年度から60年度までの各年度の保険料額は、申立人の主張する金額とは相違する上、オンライン記録により前納していることが確認できる平成10年度から12年度までの各年度の保険料額はすべて10万円を超えていたことから、申立人がこれらの納付と誤認している可能性も否定できない。

また、申立期間は、オンライン記録では国民年金の未加入期間となっており、申立人が所持する年金手帳にも国民年金の被保険者期間である旨の記載は無いことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったと考えられる上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年6月ころに払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年11月から44年3月まで
昭和40年ころ、妻が厚生年金保険から国民年金への切替手続きをし、国民年金保険料についてもすぐに妻が納付し始めた。申立期間のころはA区に居住しており、子供も小さかったため、国民健康保険には必ず加入しているはずであり、国民年金のみ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区に居住していた昭和40年ころに、その妻が厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、以後、A区において申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金被保険者台帳及び戸籍の附票により、申立人は、申立期間中の41年6月6日にB町からA区に転居し、さらに42年4月30日にC地に転居していることが確認でき、申立人の主張とは相違している上、申立人の妻は、保険料の納付時期、納付金額等についての具体的な記憶が無く、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の妻が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、申立期間当時、A区の弟夫婦の住所に住民票を移し、水道工事のアルバイトをしていた。少したって同区の職員が弟夫婦の自宅に国民年金の加入勧奨に来たので、弟の妻がA区役所B出張所において私の国民年金の加入手続をしてくれた。保険料の納付については、申立期間当時の半年分に相当する1,000円を弟の妻に預けておき、徴収員が訪れた際に納付してくれた。その同区での納付記録が見当たらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その主張から推測されるとおり、申立人の弟とほぼ同時期に払い出されていたことが確認できるものの、その弟についても申立人の申立期間が未納となっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年5月ころにA区で払い出されており、払出時点からすると、申立期間のうち一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人は、昭和37年3月の離婚後にA区に住民票と戸籍を移したとしているが、申立人の除籍謄本から、40年3月26日にA区に転籍していることが確認できる上、同年4月から同年12月までの保険料についてはA区で納付していたことが確認できることから、このことと混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人自身は申立期間の国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてきていた

とするその弟の妻からの証言を得ることはできず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 6 日から 52 年 3 月 1 日まで
昭和 49 年に有限会社A（法人登記簿における名称は有限会社B。後の、有限会社C）に入社し、52 年 3 月 1 日にD株式会社に勤務するまでの期間において、有限会社Aに勤務したが、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が空白となっていた。申立期間も同社に勤務していたので、調査及び記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年に有限会社Bに入社し、52 年に同社を退職するまでの期間において、厚生年金保険被保険者であったと主張しているところ、申立人が氏名を記憶する複数の同僚は、申立人が申立事業所において、勤務していたことを記憶しているものの、勤務期間を特定する供述を得ることができない。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 49 年 12 月 1 日に同社に入社し、50 年 3 月 5 日に同社を離職していることが確認できるところ、当該離職日の翌日が、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の喪失日と合致していることが確認できる。

さらに、同社の元事業主から提出された労働者名簿により、申立人の同社における雇入年月日は昭和 49 年 12 月 1 日であり、退職日は 50 年 3 月 6 日であることが確認できる。

加えて、法人登記簿によると、同社は平成 16 年 8 月 31 日に解散しており、元事業主は、現存しているCは同年 9 月に設立した個人事業所であっ

て申立事業所の事業を受け継いだものではないこと、及び労働者名簿以外に申立人に係る資料を保存しておらず、申立人の給与から申立期間に係る保険料を控除していたかについては不明である旨供述している。

その上、同僚からも、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない上、申立人が申立期間において、事業主により保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる周辺事情及び関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月15日から4年5月28日まで
② 平成9年6月2日から12年2月4日まで

申立期間①については、平成元年4月から4年4月までの期間に係るA株式会社における標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与支給額と異なるので、実際の給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②については、平成9年6月から12年1月までの期間に係る有限会社Bにおける標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与支給額と異なるので、実際の給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「オンライン記録のA株式会社に係る標準報酬月額が実際に受け取っていた給与支給額と異なる。」と申し立てているが、オンライン記録から、申立期間①における標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は認められない。

また、同僚二人は「申立事業所の給与は歩合制であり、従業員ごとに給与支給額が異なっていた。」と供述していることから、同僚と申立人の標準報酬月額の比較ができないものの、申立人より標準報酬月額が低かった同僚一人からは「支給された給与の額と標準報酬月額はおおむね一致している。」との供述を得ることができた。

さらに、事業主は「申立期間①に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づいて厚生年金保険料を控除

していたか否かについては確認できる資料が無いため不明である。」と回答している。

加えて、申立期間①に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、「オンライン記録の有限会社Bに係る標準報酬月額が実際に受け取っていた給与支給額と異なる。」と申し立てているが、オンライン記録から、申立期間②における標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は認められない。

また、オンライン記録から、同事業所では申立期間②における従業員の標準報酬月額の最高額は、申立人の標準報酬月額と同じ 18 万円であり、従業員 8 人のうち 3 人が同様の標準報酬月額に該当することから判断すると、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、申立人より標準報酬月額が低かった同僚二人は「支給された給与の額と標準報酬月額はおおむね一致している。」と供述している。

さらに、事業主は「申立期間②に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づいて厚生年金保険料を控除していたか否かについては確認できる資料が無いため不明である。」と回答している。

加えて、申立期間②に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月10日から54年2月3日まで

私は、株式会社Aに昭和53年9月12日に入社し、54年2月2日に退社した。社会保険庁（当時）の記録では、私が53年12月*日付けで婚姻し姓が変わってから退社するまでの申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日及びB基金の加入員資格の喪失日はオンライン記録と同じ昭和53年12月10日であることが確認できることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことを確認することができない。

また、雇用保険の被保険者記録から、申立人の離職日が昭和53年12月10日であることが確認できる。

なお、申立人は、「昭和53年12月*日付けの婚姻に伴い姓が変わったことから、厚生年金保険の被保険者記録が無いのではないか。」と申し立てているが、申立人の株式会社Aに係る厚生年金保険、厚生年金基金及び雇用保険のいずれの記録においても氏名変更に係る手続が行われた形跡は確認ができない上、戸籍から申立人の婚姻日は同年12月*日であることが確認できる。

さらに、C組合によれば、申立人は、申立期間中である昭和54年1月20日付けで、当時申立人の夫が加入していた同組合の被扶養者資格を取得していることが確認できる。同組合では、原則として被保険者（申立人の夫）から提出された書類の受理日を被扶養者資格の認定日とし

ていたこと、及び提出された書類によって被扶養者資格の確認を行っていたと回答していることから判断すると、申立期間のうち、少なくとも申立人が被扶養者資格を取得した同日以降において、株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者であったとは考え難い。

加えて、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間当時に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人に照会したところ、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等を確認できる供述は得られなかったが、当該同僚のうち一人は「当時の事務担当者は、サラリーマンの味方をするような正義感の強いタイプであったこと、株式会社AはD社のバックアップがあり経営も安定していたことから、厚生年金保険料を控除しながら同資格を喪失させるようなことは絶対に無い。」と供述しており、いずれの同僚からも、同社における厚生年金保険の被保険者記録について誤っているとは思わない旨供述が得られた。

また、オンライン記録では、当該事業所は平成4年1月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主及び事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることはできず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月25日から24年8月20日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、「A社に勤務していたとする申立期間の加入記録の確認ができない。」との回答であった。同事業所に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にB地のA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとする同事業所は、事業所名簿において、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、C館で、現存する電話帳のうち戦後では最も古い昭和27年及び28年のD地区50音順電話帳並びに30年及び31年の職業別電話帳を検索したところ、同事業所は見当たらない。

また、E商工会議所では「昭和21年度から24年度までの期間において、同事業所の会員加入履歴は確認ができなかった。」と回答しているほか、同事業所を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は、入社に当たり同事業所を紹介された上司の名字しか記憶していないため連絡先を確認することができない上、同僚については氏名を記憶していないとしていることから、同事業所における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 2 日から 57 年 1 月 10 日まで
ねんきん特別便を見て、私の夫が経営する株式会社Aに昭和 49 年 9 月 1 日から平成 15 年 12 月 21 日までの期間において、勤務していたのに、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が抜け落ちていることを知った。私は、一度も会社を辞めたことは無く、継続して勤務しており、夫の被扶養者として認定を受けたことも無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに昭和 49 年 9 月 1 日に入社して、平成 15 年 12 月 21 日までの期間において勤務したが、この間、一度も退社すること無く、継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、申立事業所から提出された労働者名簿から、申立人が申立期間において雇用されていたことを確認することができない上、申立期間における給与の支払について確認できる資料も無い。

また、商業登記簿から、申立人が申立期間において監査役であったことが確認できるものの、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、「申立人は、役員の妻であり顔は見たことはあるが、勤務はしていなかった。」と供述しており、申立人が常勤の役員として申立事業所に勤務していたことを確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立人は、その夫の被扶養者として認定を受けたことが無い旨主張しているものの、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の夫の被扶養者氏名欄に申立人の氏名が記載されてお

り、申立期間のうち昭和 53 年 4 月 7 日の扶養開始日から、申立人の夫の被扶養者として認定されている上、当該被保険者原票の現金給付記録欄の支給期間欄において、「53 年*月*日（長男出生日）」と記載があり、申立人の夫に配偶者分娩費が支給されていることが確認できる一方、当該被保険者原票から、申立期間以外の厚生年金保険の被保険者期間において、健康保険の本人分娩費等が申立人に支給されている記録が確認できることから判断すると、申立期間のうち少なくとも 53 年 4 月 7 日から 57 年 1 月 10 日までの期間については、厚生年金保険の被保険者ではなかったことが推認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案2979（事案870の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月1日から29年2月5日まで

社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社に勤務した期間のうち、昭和28年9月1日から29年2月5日までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が無かったため、年金記録確認第三者委員会に調査の申立てをしたが、被保険者の記録の訂正は必要がないと回答された。

しかし、A株式会社には、入社したときから倒産するまでの期間について勤務しており、勤務しながら高等学校夜間部に通ったこと、仕事中に怪我をして労働災害補償の申請を行ったこと、及び申立期間当時に同僚が退職したことを記憶しているのに、途中の記録が抜けている理由が分からず納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人が申立期間当時、事業主によって給与から厚生年金保険料を控除されていたと確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主が亡くなっていることから、申立人の申立内容について、事実の確認ができないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年5月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立事業所に勤務しながら高等学校夜間部に通っていたこと、勤務中に負傷して労働災害補償の給付を受けたこと、及び同僚の非行に対し制裁を加えたことを列挙して、新たに提出できる資料は無いが、申立事業所に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、

厚生年金保険の被保険者記録に空白があるのは納得がいかないと主張し、再申立てを行っている。

一方、申立人は、年金記録確認第三者委員会に調査を申し立てた当初から、厚生年金保険の被保険者記録に空白がある原因については、事業主の不適正な届出又は行政側の不適正な事務処理があったのではないかと主張しており、再申立てにおいても同様に主張している。

しかしながら、申立人の申立事業所に勤務しながら通学したという主張については、B高等学校定時制C学科の在学証明書から、昭和30年4月7日から33年10月30日までの期間における在学が確認できることから、申立人が、申立期間において、当該高等学校に通っていたことを確認することができない。

また、申立人が、勤務中に負傷して、労働基準監督署から休業補償等の給付を受けたと主張しているところ、申立人の詳細な主張内容から、当該負傷及び休業補償が行われたこととはうかがえるものの、D院（現在は、E院）及び労働基準監督署が当時の記録を保管していないことから、申立人の治療記録及び労働災害補償給付記録を確認することができず、負傷した時期を特定することができない。

さらに、申立人が、同僚の非行に対して制裁を加え、その直後に当該同僚が退職させられたという主張については、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和28年8月5日と記録されていることから判断すると、当該同僚は、申立期間よりも前に退職していることがうかがえる。

一方、申立人は、事業主が、従業員全員について意図的に厚生年金保険被保険者の資格を喪失させる届出を行うなど不適正な事実があったのではないかと主張しているが、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる被保険者35人のうち、申立事業所において、厚生年金保険被保険者の資格を喪失後、再び同事業所で厚生年金保険被保険者の資格を取得している者は申立人以外に認められない。

加えて、申立人が非行を行ったと主張する同僚及び当該事情について記憶している同僚は、時期の特定ができないものの、当該事実があった後、作業場で申立人を見かけなかった期間がある旨供述しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該同僚が、申立期間後に同資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、行政側に不適正な事務処理があったのではないかと主張しているが、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において、申立人は申立事業所において、昭和27年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得、28年9月1日に同資格を喪失した後、29年2月5日に再び同事業

所において、同資格を取得している記録が確認できるほか、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の健康保険証は、*番及び*番の健康保険証番号において、2回交付されていることが確認できるところ、当該被保険者台帳及び被保険者名簿のいずれの記録にも矛盾は認められない上、訂正等が加えられた痕跡も無く、不適正な事務処理が行われたとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の主張は、いずれも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 6 月から 36 年 6 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録は確認ができない旨回答を得た。昭和 28 年 6 月から 36 年 6 月までの期間について、A 株式会社 B 出張所に勤務し、C に従事していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る詳細な供述及び複数の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が、A 株式会社 B 出張所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業主は、「当時の記録が残っておらず、申立人に係る厚生年金保険の届出及び勤務実態について確認することはできないが、D 採用の作業員は E であり、給与は、日給制又は時給制で、厚生年金保険には加入させておらず、健康保険及び失業保険については E の制度に加入させていると思われる。」と回答している。

また、同社 B 出張所で申立人と同様の業務に従事していた複数の同僚は、「D 採用の作業員は、E で厚生年金保険には加入していなかった。また、昭和 31 年ころに F 登用制度ができ、上司の推薦等により F（準社員）になった者が厚生年金保険に加入することができた。」と供述しており、当該同僚の一人は、「申立人は、E であった。」と供述しているところ、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該複数の同僚は、同社 B 出張所において、勤務を開始したと供述する時

期から数年後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、「Fには登用されてない。」と供述しているところ、申立期間当時における同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無く、申立人の氏名は無い上、申立人が記憶する複数の同僚についても厚生年金保険の被保険者記録は確認ができない。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 2 月 1 日から 31 年 3 月 30 日まで
② 昭和 31 年 11 月 1 日から 32 年 10 月 30 日まで
③ 昭和 33 年 4 月 20 日から 34 年 8 月 30 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）からもらった。

申立期間①については、A株式会社に勤務し、同僚と二人でBをしていた。申立期間②については、C株式会社にDとして勤務した。申立期間③については、E株式会社F支店に勤務し、Gをしていた。

すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の申立内容及び申立人が記憶していた同僚がA株式会社において、厚生年金保険被保険者であることが確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚は、申立期間①より後の昭和 32 年 1 月から厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間①において、同社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人を記憶している人はいない。

さらに、当時の複数の同僚は、同社には試用期間があり、入社してす

ぐには厚生年金保険に加入しなかったと供述している。

加えて、オンライン記録及び当該同僚が記憶していた入社日より、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、入社の数か月後であると認められる。

その上、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているため、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は連番で欠番は無く、申立人の被保険者記録は無い。

- 2 申立期間②については、申立人が名前を記憶している同僚がいないため、申立期間②当時、C株式会社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人を記憶している者はいない。

また、当時の複数の同僚は、同社には試用期間があり、入社してすぐには厚生年金保険に加入しなかったと供述している。

さらに、オンライン記録及び当該同僚が記憶していた入社日より、当該同僚の厚生年金保険の資格取得日は、入社の数か月後であると認められる。

加えて、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているため、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は連番で欠番は無く、申立人の記録は無い。

- 3 申立期間③については、申立人が名前を記憶している同僚がいないため、申立期間③当時、E株式会社の厚生年金保険に加入していた複数の同僚に照会したものの、申立人を記憶している者はいない。

また、当時の複数の同僚は、同社には試用期間があり、入社してすぐには厚生年金保険に加入しなかったと供述している。

さらに、オンライン記録及び当該同僚が記憶していた入社日より、当該同僚の厚生年金保険の資格取得日は、入社の数か月後であることがうかがえる。

加えて、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているため、申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は連番で欠番は無く、申立人の記録は無い。

- 4 このほか、すべての申立期間について、各事業主により、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月 10 日から 56 年 10 月 12 日まで
私は、A株式会社にて昭和 48 年 8 月 12 日から 61 年 9 月 19 日までの期間において、勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。申立期間については、同社において、正社員としてBの業務を行っていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が昭和 48 年 8 月 12 日から 61 年 9 月 19 日までの期間において、A株式会社にて在籍していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所から提出された「健康保険厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書」において、申立人は、昭和 48 年 8 月 12 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得後、54 年 6 月 10 日に同資格を喪失し、その後 56 年 10 月 12 日に再度同資格を取得したが、61 年 9 月 20 日に同資格を喪失していることが確認できる。当該通知書の記録は、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における記録及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿からは、申立期間における申立人の氏名は確認ができない。

さらに、事業主は、従業員が何らかの理由によって休職になった場合、厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格は喪失させるものの、雇用保険は継続しておくことがあると供述している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚からは、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得られない。

なお、申立人は、期間の特定はできないものの、交通事故により当該事業所を休職した記憶がある旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 21 日から 48 年 10 月 20 日まで
申立期間は、株式会社Aに勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。申立期間の厚生年金保険料は事業主により給与から控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、昭和 39 年 7 月 5 日から 48 年 10 月 20 日まで、株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、同社は既にB株式会社に吸収合併され、事業主照会に対し、現在の事業主は、合併以前についての資料が残っていないためすべて不明と回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は見当たらない上、健康保険証の番号は連続しており、欠番が無いことが確認できる。

さらに、株式会社Aが加入していたC基金では、申立人の同基金への加入記録は確認ができない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 14 年 11 月 1 日まで
株式会社Aに勤務していたが、申立期間における標準報酬月額は、平成 11 年 10 月から 13 年 4 月までは 22 万円、同年 5 月から 14 年 10 月までは 9 万 8,000 円になっており、給与の支給額は変わっていないのに、標準報酬月額が大幅に引き下げられている。届け出られている標準報酬月額の金額はおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 11 年 10 月 1 日の定時決定において 34 万円と記録されていたところ、同年 10 月 18 日の月額変更処理により 22 万円に訂正されており、13 年 6 月 15 日の月額変更処理により、同年 5 月からは、9 万 8,000 円と記録されていることが確認できる。

一方、申立人が提出した平成 8 年 5 月から同年 10 月までの期間の給与明細書により、各月の支給総額は 39 万 1,000 円、手取額は 33 万 2,470 円であることが確認できるほか、申立人が提出した家計簿により、申立期間当時は、当該事業所では給与明細書を発行していないために、給与支給総額及び控除額は不明であるが、14 年 6 月から同年 11 月までの期間の手取額は各月 33 万 855 円であり、8 年当時と 14 年当時の給与の手取額は同程度であることがうかがわれる。

しかしながら、申立人に係る平成 12 年度分市民税・県民税納税通知書によると、平成 11 年分の社会保険料控除額は 54 万 1,204 円であり、これは、標準報酬月額を引き下げられる前の 11 年 1 月から同年 9 月までの期

間の標準報酬月額 38 万円及び引き下げられた後になる同年 10 月から同年 12 月までの期間の標準報酬月額 22 万円に基づいて計算した厚生年金保険料と健康保険料の合計額に雇用保険料を加えた額におおむね見合うものとなっており、11 年分の社会保険料控除額は、引き下げられた標準報酬月額を反映しているものと認められる。

また、このことに関連して、事業主は、「申立期間当時、経営が傾き、社会保険料の支払が滞納したため、従業員を集めて、厚生年金保険に継続して加入することは困難である旨を説明したところ、従業員からは、健康保険が無くなるのは困ると反対され、その結果、最低ランクの標準報酬月額で加入していくことになった。標準報酬月額を最低ランクに引き下げたからは、従業員から保険料を徴収せず、全額を会社が負担した。また、従業員の給与の手取額を下げないことが大原則だった。」と供述しているほか、申立人も、申立期間当時において、標準報酬月額の引下げに同意したことを認めている。

なお、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
年金記録について照会したところ、A株式会社（現在は、B株式会社）における勤務期間のうち平成 3 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの厚生年金保険の被保険者期間が欠落し、国民年金の被保険者期間となっている。当該事業所には 2 年 4 月 1 日から 3 年 12 月 31 日まで継続勤務していた。在籍期間証明書もあるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、複数の同僚の供述及び事業主の供述により、A株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主は、「当時の厚生年金保険関係の書類は残っていないが、申立人は、平成 2 年 4 月 1 日に入社して当社の C 部に勤務していたが、自己都合のために 3 年 3 月 31 日で退職していた。同年 4 月 1 日からはアルバイトとして勤務し、同年 6 月 1 日には当社の D 部の欠員補充として再採用した。この 2 か月間のアルバイト期間は、社会保険には未加入であったのではないか。」と供述している。

また、オンライン記録によると、申立人の A 株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成 3 年 4 月 1 日、再取得日は同年 6 月 1 日であり、これは企業年金連合会保管の厚生年金基金加入員台帳及び E 組合保管の健康保険被保険者台帳の記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、E 組合に対し、平成 3 年 4 月 3 日付けで健康保険被保険者証を返納していることが確認できる上、雇用保険被保険者としての

離職日は、厚生年金保険被保険者資格喪失日（離職日の翌日）の前日であり、再取得日は厚生年金保険被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

加えて、オンライン記録により、申立人は、申立期間において国民年金に加入しており、当該期間の保険料も納付済みとなっていることが確認できる。

なお、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、株式会社A（現在は、株式会社B）における資格喪失日が昭和 63 年 2 月 28 日（離職日は、63 年 2 月 27 日）となっている。在籍は同年 2 月 29 日までのはずである。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 63 年 2 月 28 日であることが確認できる上、雇用保険被保険者記録においても、申立人の離職日は厚生年金保険被保険者資格喪失日の前日と一致していることが確認できる。

また、事業主は、「当時の関係書類は保存されておらず申立人に係る届出については不明であるが、健康保険厚生年金保険の資格喪失日及び雇用保険の離職日は従業員の退職届に基づいて届け出ている。給与の締切日は 20 日締め、支払日は 25 日支払であり、厚生年金保険料は翌月控除である。」と供述している。

このため、給与の締め日の翌日から当月末までに厚生年金保険の資格喪失をしている同僚を抽出して照会したところ、退職月に係る給与明細書を所持していた者がおり、その給与明細書には、厚生年金保険料の控除が無いことが確認できることから、給与締め日以降当月末までに退職した者については厚生年金保険料を控除していないことが推認できる上、回答を寄せた複数の同僚は、厚生年金保険料の控除について当該事業所における厚生年金保険被保険者期間と勤務期間に相違は無いと供述している。

なお、申立人が申立期間に事業主により給与から保険料を控除されてい

たことを確認できる給与明細書等はない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年から 3 年まで
平成 2 年ころから 3 年ころまでの期間において、A の B 店内にテナントとして入居して C を販売していた D 株式会社に勤務していた。社長の E 氏を含む 3 人で業務を行っていた。社会保険事務所（当時）から、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得たが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所を F 市にあった D 株式会社と記憶しているが、適用事業所名簿によれば、F 市において、株式会社 G の名称の H があったのみであり、申立事業所に合致する事業所は見当たらないことから、申立事業所が申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、商業登記簿謄本から、F 市内において、I の名称での会社登記は上記株式会社 G 以外は確認ができない。

さらに、申立人は、事業主の名前を姓しか記憶していない上、同僚の氏名も記憶していないことから、事業主及び同僚から申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる供述や資料を得ることはできない。

加えて、株式会社 J の K 本部 L 部は、申立期間当時の関連書類は保存期限経過により廃棄処分済みであり、申立事業所の出店形態が不明であるため調査ができないことから、申立事業所に係る出店等の状況について確認することができない旨供述している。

また、申立人の夫である M 氏が加入していた N 組合によれば、申立人は、

申立期間を含む昭和 44 年 11 月 1 日から平成 7 年 3 月 1 日までの期間において、M 氏の被扶養者として認定されていると供述している。

さらに、オンライン記録により、申立人は、平成 17 年 4 月 1 日付けで、申立期間を含む元年 5 月 1 日から 6 年 3 月 31 日までの期間について、国民年金の第 3 号被保険者として、国民年金保険料について特例納付済期間とする届出を行っていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 2 月 7 日から 5 年 6 月 1 日まで
② 平成 14 年 4 月 25 日から 15 年 3 月 10 日まで

社会保険庁（当時）の記録では、申立期間①については、平成 5 年 6 月 1 日から A 株式会社における厚生年金保険の被保険者期間となっているが、実際は 4 年 2 月から勤務していた。同様に、申立期間②については、15 年 3 月 10 日から株式会社 B における厚生年金保険の被保険者期間となっているが、実際は 14 年 4 月から勤務していた。

申立期間について、社会保険に加入しているつもりであるので、調査をした上で記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、事業主の供述及び事業主から提出された賃金台帳により、申立人は申立期間①において A 株式会社に勤務していたものの、申立期間①に係る厚生年金保険料については事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、事業主は、「申立期間①当時、申立人から『入国直後なのでいろいろお金がいるため社会保険には加入しない。』との強い要望があったため、入社当初は社会保険に加入させなかった。」と供述している。

さらに、事業主は、平成 5 年 6 月に申立人から社会保険に加入したい旨の希望があったため、同年 6 月から厚生年金保険への加入の手続きをとったと供述しており、このことは、事業主から提出された賃金台帳において、同年 6 月分から厚生年金保険料が控除されていることや、オンライン記録において同年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し

ていることから確認できる。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び事業主の供述から、申立人は申立期間②において株式会社Bに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、「申立期間②当時、申立人から『社会保険料を控除すると手取額が減るため、社会保険には加入しない。』との希望があったため、入社当初は社会保険には加入させず、申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除していない。」と供述している。

また、事業主は、平成 15 年 3 月に申立人から社会保険へ加入したい旨の希望があったため、同年 3 月から社会保険への加入の手続をとったと供述しており、このことは、オンライン記録において申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年 3 月 10 日となっていることから確認できる。

さらに、オンライン記録から、申立人は、申立期間②において国民年金の第 3 号被保険者であることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 3 このほか、申立人の申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 14 日から 54 年 6 月 1 日まで
ねんきん特別便によると、昭和 49 年 6 月 14 日に A 株式会社における厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているが、54 年 6 月 1 日に国民年金に加入するまで継続して勤務しており、被保険者期間が 60 か月欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料を給与から控除されていたことが確認できる資料等を保管しておらず、これを確認することができないものの、複数の同僚の供述により、申立人が申立期間において、同社に勤務していたものと認められる。

しかしながら、申立期間に A 株式会社において、被保険者記録を有する同僚 5 人に照会したところ、4 人が回答しているが、このうち一人は、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の有無について、「申立人の給与から保険料が控除されていた。」としているものの具体的な供述を得ることができず、残る 3 人は「不明。」としており、保険料控除を確認することができない。

さらに、申立人は、昭和 49 年 6 月 21 日から 56 年 5 月 21 日までの期間において、申立期間当時の事業主である申立人の夫の被扶養者であったことが、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
ねんきん特別便によると、昭和 37 年 4 月 1 日にA省（現在は、B省）における厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているが、39 年 3 月 31 日まで勤務しており被保険者期間が 24 か月欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B省から提出された申立人の人事記録により、申立人が、申立期間において、A省に勤務していたことが確認できる。

しかし、A省は、「申立人は、申立期間において、C組合に加入していた。」と回答しており、また、D会から提出された「退職一時金請求書」により、申立人が、申立期間において、C組合の組合員であったことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで
② 昭和 46 年 12 月 26 日から 47 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 4 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで、A院に住み込みでBとして勤務しながらC校の定時制に通学していた。社会保険事務所（当時）の記録によると、申立期間が厚生年金保険に未加入となっている。就職から退職までの2年間給料をもらっており、勤務していたと思うので申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚照会したうちの4人の回答及び事業主が所持している当時の「給与支払いメモ〈専従者の出納帳〉」から、申立人は、当該期間にA院に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A院が厚生年金保険の適用事業所になったのは、事業所記号順索引簿によると昭和 46 年 4 月 1 日であり、申立期間①は適用事業所ではなかった期間である。

また、Dを担当していた事業主の妻は、「申立期間①の健康保険はE組合に加入しており、厚生年金保険の被保険者期間ではなく、厚生年金保険料は控除していないと思う。」と回答している。

2 申立期間②について、事業主の所持している当時の労働者名簿によると、申立人の退職日は昭和 46 年 12 月 26 日とされており、退職理由は自己都合との記載があることから、申立人は、申立期間②はA院に勤務していなかったものと推認できる。

また、A院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間②に

係る健康保険整理番号は連番となっており追加及び欠番が無いことから、新たな番号で資格を取得していることは考え難い。

- 3 申立期間について、事業主は、所持していた労働者名簿及び「給与支払いメモ〈専従者の出納帳〉」の情報を提供したものの、当時の社会保険に係る資格の取得及び喪失の届出、保険料の控除及び納付については、記憶が無く不明と回答している。

また、同僚照会した 10 人のうち、回答のあった 6 人のいずれもが、申立人が厚生年金保険料を控除されていたかは不明と回答している。

さらに、公共職業安定所によると、申立人の A 院に係る雇用保険の被保険者記録は無い。

加えて、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 4 このほか、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 43 年 2 月まで
社会保険庁（当時）の記録によると、A 株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の A 株式会社における同僚の氏名を記憶しており、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿に記載されている同僚の氏名とも一致していること、及び事業主は、「申立人は、職業安定所の紹介により採用した。」と供述していることから判断すると、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できるものの、申立人が B として勤務していたと供述している複数の同僚は、申立人が申立期間において、勤務していたかについては不明としている。

また、事業主は、「縁故採用者は、入社日に厚生年金保険被保険者資格を取得させたが、申立人のように縁故によらない採用者には、2 か月から 6 か月間の試用期間を設け、その間は、厚生年金保険料を控除してはいなかった。」とするとともに、縁故以外で採用した申立人と同様に短期間で退職した者についても、社会保険事務所（当時）への厚生年金保険被保険者資格の取得届出及び厚生年金保険料の控除は行わなかったとしている。

さらに、上記名簿の健康保険整理番号は連番となっており欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

このほか、申立期間に係る申立人の雇用保険の記録が無い上、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 3000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月 1 日から 39 年 1 月 1 日まで
② 昭和 39 年 1 月から同年 5 月 1 日まで

社会保険庁（当時）の記録によると、A社に勤務していた申立期間①及びB株式会社に入社後、親会社の株式会社Cの社員として株式会社DのEで研修を受けていた申立期間②の厚生年金保険被保険者期間が欠落しているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間当時のA社における同僚の氏名を記憶しており、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿に記載されている同僚の氏名と一致していること、及び複数の同僚が申立人は営業担当者として勤務していたと供述していることから判断すると、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できるものの、申立人が申立期間において、勤務していたかについては確認することができない。

また、事業主は、「縁故によらない採用者には、試用期間を設け、その間は、厚生年金保険の被保険者資格の取得を行わなかった。」とする一方で、「申立人は、申立期間どおりの勤務期間であり、厚生年金保険料を控除し、社会保険事務所（当時）に資格取得の届出及び納付をしていた。」と事業主は供述しているものの、上記名簿の健康保険整理番号は連番となっており欠番は無く、申立人と同様に縁故によらない複数の者の氏名も見当たらないことから、事業主の供述には、信ぴょう性が認められない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、複数の同僚は、「申立人は、株式会社DのEに数か月間の宿泊を伴う研修を受けていた。」と供述しているものの、当該期間が申立期間であるかは不明としている。

また、申立人は、「研修期間は、親会社の株式会社Cの社員としての身分であった。」としているが、株式会社Dの業務の受注元であるとする株式会社Cの現在の部長は、「B株式会社は、子会社ではなく下請会社であり、株式会社Dに対しては、名目上、当社の社員として派遣させていたが、給与の支給や指揮命令等は行ってはいない。」と供述している上、B株式会社の取締役は、「株式会社DのEに実妹をB株式会社の社員と偽って研修を受けさせていたが、実妹は、株式会社Cでも株式会社Dの社員でもなかった。」と供述している。

さらに、申立人は、「研修期間中は、株式会社Dの健康保険証を所持していたことから、同社の社員であった。」と主張する一方で、「給与は、B株式会社から支給されていた。」としているが、B株式会社では、「自社の給与から他社の健康保険料を控除することは無い。」としている。

加えて、株式会社DのEに係る事業所別被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号は欠番が無く連番となっている。また、B株式会社に係る同名簿の健康保険整理番号は欠番が無く連番となっており、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日はオンライン記録と一致しており、当該事業所に係る申立人の雇用保険の被保険者記録も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月18日から同年12月1日まで
私は、株式会社Aに昭和48年9月18日に入社し、平成元年7月24日までプレスの仕事をして勤務していたはずであるが、社会保険庁（当時）の記録によると、同社における厚生年金保険の資格取得日が昭和48年12月1日となっており、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの申立人に係る「社員基本情報」により、申立人の入社日は昭和48年9月19日で、退社日は平成元年7月30日であることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aは、「申立期間当時、社員については入社後3か月間の試用期間があった。」としている上、申立人を記憶している現在の事業主は、「申立人は、どなたかの紹介で確かに昭和48年9月に入社し、3か月間の試用期間を経て正社員になった。」と供述している。

また、申立人を記憶している株式会社Aにおいて、当時管理職であった同僚は、「当時、同社には試用期間があり、社会保険に加入するのは正社員になってからであった。」と供述しており、ほかの同僚一人も厚生年金保険料控除の開始時期は不明としながらも、自身の入社後に3か月間の試用期間があったことを供述しているところ、当該同僚のオンラインの厚生年金保険被保険者記録から、資格取得日は、入社したとされる日の翌々月であることが確認できる。

さらに、株式会社Aが保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資

格取得確認および標準報酬決定通知書」（資格取得日は昭和 48 年 12 月 1 日）、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」（資格喪失日は平成元年 7 月 31 日）により、事業主が届出を行った申立人の資格取得日は、オンラインの厚生年金保険被保険者記録及び雇用保険の被保険者資格取得日と一致している。

加えて、株式会社 A は、当時の給与関係資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については不明としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 3003 (事案 69 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 7 月 16 日から 28 年 2 月 1 日まで
② 昭和 28 年 6 月 1 日から 30 年 11 月 1 日まで

前回申し立てた株式会社Aに係る厚生年金保険の被保険者記録については確認ができないとのことであったが、今回新たに、4年から5年前にB市内のC店で、申立期間当時、同事業所に勤務していた社長の弟に偶然出会ったことを思い出した。同氏はそのC店を経営していると思われる、同氏に聞けば申立期間当時の状況が分かるので、調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 5 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、新たに再申立書に記載されている事業主の弟について調査したところ、当該弟は既に死亡しており、当時の状況について供述を得ることができなかった。

また、今回新たに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録が確認できる同僚 3 人に照会したところ、それぞれ期間の特定はできないものの勤務していたとの供述は得られたが、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除に関する供述は得られなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生

年金保険被保険者台帳において、申立期間に申立人の被保険者記録は確認ができない。

加えて、申立期間の厚生年金保険料控除がうかがえるような新たな資料や供述は得られなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。